

歴史文化遺産の保存と活用のための整備構想

～歴史の薫りを豊かに伝えるまちをめざして～



(百済寺遺跡出土の埴仏)

平成27年3月

枚方市

ご あ い さ つ

枚方の地名は古くから歴史に登場し、現在でも市内には樟葉宮跡伝承地、百済寺跡、渚院跡、旧枚方宿など本市を特徴づける歴史文化遺産が数多く現存しています。また、地域には社寺に関わる祭礼行事などが伝統として受け継がれ、その地域固有の風情、情緒、佇まいを醸し出してきました。

しかし、昭和30年代後半に始まった高度経済成長により、枚方市内にも開発の波が押し寄せ、自然環境や幾世紀もかけて培われてきた歴史文化遺産を取り巻く環境を大きく変貌させました。

以来、地域の開発と歴史文化遺産の保護とをいかに調和させるかが、文化財行政の大きな課題になってきました。文化財保護の基本理念を定めた文化財保護法が昭和25年に制定され、国を初め府県・市町村も同法に基づき、文化財の保護と活用を進めてきました。

また、近年、地域の歴史や文化財に対する関心が高まる中で、従来のような点として文化財を保存するだけでなく、その歴史的・文化的環境も含めた保全が求められるようになってきました。平成20年5月には、社会の変化に応じた歴史文化遺産の保存・活用に関する新たな方策として、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（「歴史まちづくり法」）が公布されるに至りました。

本市におきましても、埋蔵文化財発掘調査・建造物調査・美術工芸調査などの調査や、重要文化財建造物の補修工事などに加えて、まちづくりの視点から、市の各種計画と連動した歴史文化遺産の保存と活用が求められるようになってきました。また、史跡整備には多額の費用を要することから、市の財政状況に鑑みて計画的な執行も求められています。

そこで、これまでの本市の文化財行政を顧みつつ、歴史文化遺産の保存と活用を今後進める上での基本的な考え方と、施策展開の方向性を明らかにするため、この度、「歴史文化遺産の保存と活用のための整備構想」を策定しました。

今後、本構想に基づき、貴重な歴史文化遺産の適切な保存と活用に引き続き取り組むことで、歴史の薫りを豊かに伝えるまちづくりに活かしてまいります。

平成27年 3月

枚方市長 竹内 脩

目次

はじめに

- 1 「歴史文化遺産の保存と活用のための整備構想」策定の背景…………… 1
- 2 枚方市の地勢と歴史…………… 2
 - [図1 枚方市の地勢]
 - [表1 指定・登録文化財一覧]

第1章 基本的な考え方

- 1 「歴史文化遺産の保存と活用のための整備構想」策定の理念…………… 7
- 2 歴史文化遺産の概念…………… 7
 - (1) 歴史文化遺産の定義
 - (2) 歴史文化遺産の保存と活用における基本的な考え方
 - (3) 歴史文化遺産の保存と活用の指針

第2章 歴史文化遺産保護施策の現状と課題

- 1 枚方市の文化財保護行政……………12
 - (1) 文化財の指定
 - (2) 枚方市登録文化財制度
 - (3) 有形文化財の保存と活用
 - (4) 民俗文化財の調査と収集
 - (5) 史跡の整備
 - (6) 歴史的・文化的景観の保全
 - [表2 枚方市における文化財関係の整備事業一覧]
- 2 枚方市の埋蔵文化財行政……………15
 - (1) 埋蔵文化財の保護
 - (2) 埋蔵文化財包蔵地の周知
 - (3) 土木工事等に伴う発掘調査
 - [表3 埋蔵文化財発掘の届出・通知書の処理件数]
 - (4) 発掘調査の整理等
 - [図2 整理等及び報告書作成の作業手順]
 - (5) 出土品等の取扱い
 - (6) 出土品の取扱いの基準
 - (7) 将来にわたり保存・活用を図る必要性・可能性のある出土品の保存・管理区分
 - (8) 将来にわたり保存・活用を図る必要性・可能性のある出土品の活用
 - (9) 将来にわたり保存・活用を図る必要性・可能性のない出土品の取扱い

3	枚方市の文化財の啓発普及活動	20
	(1) 歴史文化遺産啓発普及事業	
	[表4 歴史文化遺産関係図書一覧]	
	(2) 歴史文化遺産に対する防災意識の啓発活動	
4	保存と活用を具体化するためのネットワークの構築	22
	(1) 歴史文化遺産のネットワーク化	
	(2) 文化財等の整理・研究、保管・管理システムの強化	
	(3) 埋蔵文化財センターと市域を越えたネットワークの整備	
	(4) 推進組織の確立と人材の確保	
	(5) 公益財団法人枚方市文化財研究調査会との連携	

第3章 枚方市の歴史文化遺産の概要

	地域別の歴史文化遺産	24
	[表5 地域別の主な歴史文化遺産一覧]	
	[図3 地域別の主な歴史文化遺産]	
1	北部地域の歴史文化遺産「要衝の地 楠葉」	26
	(1) 北部地域の概況	
	(2) 交野天神社及び末社八幡神社	
	(3) 継体天皇樟葉宮跡伝承地	
	(4) 鏡伝池	
	(5) 史跡楠葉台場跡	
	(6) ニノ宮神社	
	(7) 洞ヶ峠	
	(8) 楠葉ワンド	
2	中部地域の歴史文化遺産「渡来人の活躍と平安文学」	29
	(1) 中部地域の概況	
	(2) 特別史跡百済寺跡	
	(3) 九頭神麿寺	
	(4) 史跡牧野車塚古墳	
	(5) 渚院跡	
	(6) 片埜神社	
	(7) 関西医科大学の天井画	
3	中東部地域の歴史文化遺産「旗本久貝家と正俊寺」	32
	(1) 中東部地域の概況	
	(2) 旗本久貝家と正俊寺	
	(3) 伝王仁墓	

	(4) 旧田中家鋳物民俗資料館	
	(5) 田口山遺跡	
4	中南部地域の歴史文化遺産「素麺の里」	33
	(1) 中南部地域の概況	
	(2) 春日神社（津田）	
	(3) 春日の環濠集落	
	(4) 春日の三軒門	
	(5) 大聖寺	
	(6) 東高野街道と出屋敷	
5	東部地域の歴史文化遺産「里山といにしへの信仰」	36
	(1) 東部地域の概況	
	(2) 三之宮神社	
	(3) 巖島神社と尊延寺	
	(4) 深尾才次郎と「大塩中斎遺跡」の碑	
6	南西部地域の歴史文化遺産「枚方寺内と枚方宿」	37
	(1) 南西部地域の概況	
	(2) 枚方宿鍵屋資料館	
	(3) 旧山口三治郎家住宅	
	(4) 枚方宿本陣跡	
	(5) 万年寺山御茶屋御殿跡展望広場	
	(6) 寺内町出口	
7	南部地域の歴史文化遺産「あくがれし天の河原」	40
	(1) 南部地域の概要	
	(2) 天野川	
	(3) 史跡禁野車塚古墳	
	(4) 中山観音寺跡	
	(5) 東高野街道と本尊掛松	
	(6) 以楽公園	

第4章 歴史文化遺産の保存と活用に向けて

1	歴史文化遺産を巡る歴史回廊	43
---	---------------	----

[図4 歴史文化遺産を巡る歴史回廊]

[1]京街道歴史回廊（近世）

- (1) 京街道の概要
- (2) 京街道を核としたまちづくり
- (3) 楠葉台場跡保存整備事業

- (4) 枚方宿と町家
- (5) 枚方宿鍵屋資料館
- (6) 淀川の活用

[2]交野ヶ原歴史回廊（古代）

- (1) 交野ヶ原の概要
- (2) 百済寺跡を核としたまちづくり
- (3) 特別史跡百済寺跡再整備事業
- (4) 輝きプラザの展示室の活用

[3]東高野街道歴史回廊（中世）

- (1) 東高野街道の概要
- (2) 東高野街道を核としたまちづくり
- (3) 出屋敷
- (4) 本尊掛松
- (5) 東部地域への広がり

[図5 東部地域への広がり]

2 歴史の薫りを豊かに伝えるまちをめざして……………48

- (1) 指定文化財・登録文化財制度のさらなる推進
- (2) 文化財の整理と保存・活用
- (3) 啓発普及と情報発信の充実
- (4) 歴史的・文化的景観の保全とまちづくり

おわりに

点から線、面としての広がりへ……………50

はじめに

1 「歴史文化遺産の保存と活用のための整備構想」策定の背景

日本のまちには、城や神社、仏閣などの歴史的価値の高い建造物が、また、その周辺には町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されており、そこで工芸品の製造・販売や祭礼行事など、歴史と伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、それぞれ地域固有の風情、情緒、佇まいを醸し出しています。しかし、昭和30年代以降の高度経済成長にともなって、各地で歴史文化遺産が失われてきました。

歴史文化遺産の保護等については、文化財保護法、古都保存法、都市計画法、景観法などに基づく制度があります。しかしながら、(1)文化財保護法は文化財の保存・活用を図るためのものであり、文化財の周辺環境の整備を直接の目的としているものではないこと。(2)古都保存法はその保存対象を京都、奈良、鎌倉等の古都の周辺における自然的環境に限定していること。(3)都市計画法や景観法は規制措置を中心としており、歴史的な建造物の復原などの歴史的な資産を活用したまちづくりへの積極的な支援措置がないなど、いずれも限定的な保護制度と言わざるを得ません。

文化庁は、社会の変化に応じた文化財の保存・活用に関する新たな方策について検討を進め、「文化財を総合的に把握するための方策」と「社会全体で文化財を継承するための方策」の2点からなる「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」(平成19年[2001]10月)をまとめ、地域の文化財をその周辺環境を含めて総合的に保存・活用するための市町村の取り組みへの国の支援の仕組みの必要性を指摘しました。

また、国土交通省は、国民共有の財産として保存・継承すべき歴史的風土について、国として保存・継承の方策を検討すべきという「古都保存行政の理念の全国展開小委員会報告」をうけ歴史的風土の保存・継承小委員会を設置し、「今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。」(平成20年2月)をとりまとめました。その中で、地域における歴史的風致を保存・継承する取り組みについて国が支援する制度の構築を提唱しました。

こうした経過を経て、文部科学省(文化庁)、国土交通省、農林水産省が共管する「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(「歴史まちづくり法」)が平成20年5月23日に公布されました。「歴史まちづくり法」は、「市町村による歴史的風致維持向上計画の策定」や「歴史まちづくりを進める市町村の認定」などを盛り込み、全国の市町村を対象に、「まちづくり行政」と「文化財行政」との連携により「歴史的風致」を後世に継承するまちづくりを進めようとする取り組みを国が支援するための新たな制度です。

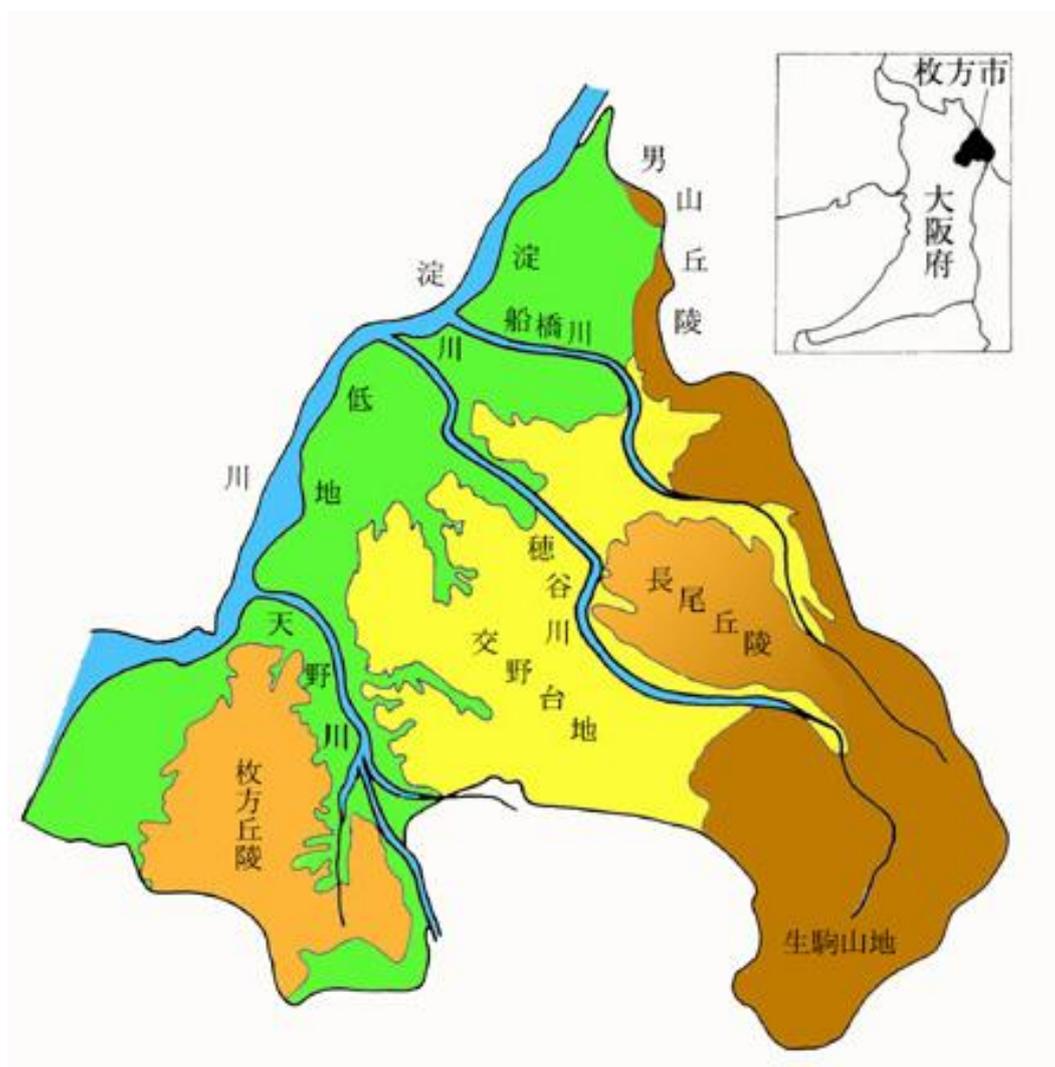
本市においても、百済寺跡、渚院跡、旧枚方宿など多くの歴史文化遺産が現存しています。先人から伝えられてきた歴史文化遺産を確実に保存して次世代へ継承するために、今までに百済寺跡公園(昭和42年[1967])、府指定文化財の田中家住宅主屋と鋳物工場を核とした旧田中家鋳物民俗資料館(昭和59年)、市指定文化財の鍵屋主屋と別棟からなる枚方宿鍵屋資料館(平成13年)など、広く市民が利用できる史跡公園や歴史資料館として整備してきました。

今後は、従来どおり歴史文化遺産の歴史的・学術的・美術的等の多様な価値を記録し保存するだけでなく、「歴史まちづくり法」の趣旨を勘案して、歴史の薫り豊かなまちづくりや文化的観光などへと活用・発展させることが課題となっています。

2 枚方市の地勢と歴史

枚方市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、地形は淀川左岸低地、台地・丘陵、東部山地と大きく3つに分かれています。東部の生駒山地北辺に接した低い丘陵と台地は、北に向かって派生する長尾丘陵と枚方丘陵、これらに挟まれた交野台地からなります。

船橋川・穂谷川・天野川が東部山地から丘陵を開析し、淀川に注いでいます。ほぼ正三角形を呈する市域は、東西12km、南北8.7km、面積65.12km²を有し、北東辺は京都府八幡市・京田辺市と隣り合い、北西側は淀川によって高槻市・島本町と隔てられ、また、南辺は寝屋川市・交野市・奈良県生駒市と接しています。



[図1 枚方市の地勢]

枚方には古くから人々が定住していたことが判っており、市域には人々の多彩な営みを物語る遺跡が数多く分布しています。また、特別史跡百済寺跡や史跡牧野車塚古墳・禁野車塚古墳は、現在、公園として整備され市民に親しまれています。

百済王^{くだらのこにきし}氏は、奈良時代後半には難波^{なにわ}から中宮^{ほんがん}へ本貫（本籍地）を移し、百済寺を建立するとともに、周辺地域で計画的なまちづくりを進めたようです。

延暦13年(794)、都が平安京に移されると、距離も近い交野ヶ原^{かたのがはら}は、天皇や貴族が猟を楽しむ地として知られるようになりました。文徳天皇の第一皇子惟喬親王^{これたか}は、渚院^{なぎさのいん}という別荘を営み、鷹狩りや花見などのためにしばしば訪れました。ここの桜は大変見事で、『伊勢物語』には、惟喬親王と親交の深かった在原業平^{ありわらのなりひら}が「世の中にたえて桜のなかりせば春の心はのどけからまし」と詠んだことが描かれています。

また、都の貴族たちの間で高野詣が盛んになり、高野聖の活動と相俟って高野山と京を結ぶ道、東高野街道の往来が盛んになります。

鎌倉時代になると、古代から交通の要衝であった楠葉は、石清水八幡宮の庇護のもとに商業活動が盛んになり、金融業者である土倉^{どそう}が登場するなど、都市的な様相を呈するようになりました。

枚方が本格的に「まち」としての形成を始めたのは、江戸時代に入って京街道が整備され、枚方宿が設けられてからでした。加えて、淀川舟運の中継港としても大いに賑い、淀川三十石船唄で「鍵屋浦には碇^{いかり}が要らぬ、三味や太鼓で船止める」と歌われました。

明治時代になって宿駅制度が廃止され、淀川対岸に京都・大阪を結ぶ鉄道が開通すると、さしもの枚方の賑わいも影をひそめました。その後、関西鉄道（現JR片町線）や京阪電車が開通して交通の便は改善されましたが、都市としての枚方の発展は、20世紀半ばを待たなければなりません。明治以降の京阪神地域における近代的な開発の波も、枚方が大阪市街地からは相対的に遠隔地であったことなどから、住宅地や産業地等の立地は忌避されがちで、ほとんどの地域は旧態依然の自然村の景観を呈していました。

しかし、昭和30年代に始まった高度経済成長による急激な市街化は、歴史文化遺産を取り巻く環境を大きく変貌させました。経済の発展とともに利便性・快適性の享受は進む一方、「枚方」の自然と人々を取り巻く地域的な特性ともいえる歴史文化遺産が数多く失われました。

なお、枚方市内では、昭和40年代以降の開発に伴い、埋蔵文化財の発掘調査が各所で進められ、現在確認されている遺跡数は145遺跡（うち23遺跡は消滅）に上っています。また、仏像や建造物などの有形文化財、伝統的な民具や地域に残る風習といった民俗文化財の調査もあわせて実施してきました。それらのうち、国・府・市でそれぞれ指定又は登録されている文化財の状況は、4～6ページの[表1 指定・登録文化財一覧]のとおりです。

[表1 指定・登録文化財一覧]

平成26年4月1日現在

国指定・登録

種別		名称	指定年月日	数量	所在地	所有者 [管理者]	
有形文化財	重要文化財	建造物	片 <small>かた</small> 埜神社本殿 附 棟札	大正 6. 4. 5 昭和 39. 5. 26	1 棟 1 枚	牧野阪 2 丁目 21 番 15 号	片埜神社
			交野天神社本殿 附 棟札	大正 6. 4. 5 昭和 39. 5. 26	1 棟 2 枚	楠葉丘 2 丁目 19 番 1 号	交野天神社
			交野天神社末社八幡神社 本殿	大正 6. 4. 5	1 棟	楠葉丘 2 丁目 19 番 1 号	交野天神社
			巖島神社末社春日神社本 殿	昭和 53. 5. 31	1 棟	尊延寺 5 丁目 9 番 11 号	巖島神社
記念物	特別史跡	く <small>くだら</small> であ <small>ら</small> あ <small>と</small> 百濟寺跡	昭和 16. 1. 27 昭和 27. 3. 29		中宮西之町 4340 番	百濟王神社 [枚方市]	
	史跡	牧野車塚古墳	大正 11. 3. 8 昭和 55. 2. 19		車塚 1 丁目 369 番 <small>ほか</small>	枚方市 <small>ほか</small>	
		禁野車塚古墳	昭和 47. 3. 22 平成 19. 7. 26		宮之阪 5 丁目 381 番 3 <small>ほか</small>	枚方市	
		楠葉台場跡	平成 23. 2. 7		楠葉中之芝 2 丁目	枚方市 <small>ほか</small>	
登録有形文化財	建造物	大阪歯科大学牧野学舎本 館	平成 17. 11. 10	1 棟	牧野本町 1 丁目 4 番 4 号	(学)大阪歯科大学	

府指定

種別		名称	指定年月日	数量	所在地	所有者 [管理者]
有形文化財	建造物	安 <small>せきだう</small> 養寺石造露盤	昭和 45. 2. 20	1 基	南楠葉 2 丁目 38 番 17 号	安養寺
		正俊寺石造十三重塔	昭和 45. 2. 20	1 基	長尾宮前 2 丁目 2 番 1 号	正俊寺
		片埜神社東門 片埜神社南門	昭和 47. 3. 31 昭和 52. 3. 31	2 棟	牧野阪 2 丁目 21 番 15 号	片埜神社
		田中家住宅鋳物工場 田中家住宅主屋	昭和 48. 3. 30 昭和 50. 8. 27	2 棟	藤阪天神町 5 番 1 号	枚方市
	彫刻	积尊寺木造积迦如来立像	昭和 45. 12. 7	1 軀	积尊寺町 1 番 10 号	积尊寺
	工艺品	片埜神社石造灯籠	昭和 45. 2. 20	1 基	牧野阪 2 丁目 21 番 15 号	片埜神社
	考古資料	百濟寺遺跡出土 <small>せん</small> 埵 <small>い</small> 仏	平成 18. 1. 20	一括	藤阪天神町 5 番 1 号	大阪府 〔公助枚方市 文化財研究調査会〕
記念物	史跡	継体天皇樟葉宮跡伝承地	昭和 46. 3. 31		楠葉丘 2 丁目 19 番 1 号	交野天神社
		伝王仁墓	昭和 13. 5. 11 平成 5. 3. 31		藤阪東町 2 丁目 2220 番 2 <small>ほか</small>	国・大阪府
		田口山遺跡	昭和 18. 8. 23 平成 25. 6. 14		田口山 2 丁目 2010 番 3	山田神社
	天然記念物	枚方田中邸のむく	昭和 45. 2. 20		枚方上之町 123 番 4	枚方市
		光善寺のさいかち	昭和 50. 3. 31		出口 2 丁目 8 番 13 号	光善寺

市指定

種 別	名 称	指定年月日	数量	所在地	所有者 [管理者]	
有形文化財	建造物	はいなぎきのいんかんのんじしやうろう 魔渚院観音寺鐘楼	平成8.4.1	1棟	渚元町9番23号	渚元町自治会 ほか
		村野村高札場	平成8.4.1	1棟	村野本町10番62号先	枚方市
		鍵屋主屋	平成9.4.1	1棟	堤町10番27号	枚方市
		大聖寺薬師堂内厨子	平成9.4.1	1基	春日元町2丁目16番30号	大聖寺
		交野天神社末社貴船神社本殿	平成16.4.1	1棟	楠葉丘2丁目19番1号	交野天神社
		春日神社本殿・春日神社末社 若宮八幡宮本殿（津田）	平成23.4.1	2棟	津田元町1丁目10番1号	春日神社
	彫 刻	せいいたいじ 清泰寺木造普賢菩薩坐像	平成8.4.1	1軀	長尾元町1丁目11番10号	清泰寺
		清泰寺木造文殊菩薩坐像	平成8.4.1	1軀	長尾元町1丁目11番10号	清泰寺
		浄念寺木造不動明王立像	平成9.4.1	1軀	三矢町7番21号	浄念寺
		和田寺木造薬師如来立像	平成9.4.1	1軀	禁野本町2丁目7番43号	和田寺
		尊延寺木造不動明王立像	平成16.4.1	1軀	尊延寺6丁目11番1号	尊延寺
		尊延寺木造四大明王像	平成16.4.1	4軀	尊延寺6丁目11番1号	尊延寺
		尊延寺木造地藏菩薩立像	平成16.4.1	1軀	尊延寺6丁目11番1号	尊延寺
		安養寺木造宝冠釈迦如来坐像	平成21.4.1	1軀	南楠葉2丁目38番17号	安養寺
	工芸品	廃渚院観音寺梵鐘	平成8.4.1	1口	渚元町9番23号	渚元町自治会 ほか
		くしゅうおんいん 久修園院地球儀	平成14.4.1	1基	楠葉中之芝2丁目46番	久修園院
		久修園院天球儀	平成14.4.1	1基	楠葉中之芝2丁目46番	久修園院
	書 跡 工芸品	尊延寺大般若經 附 唐櫃	平成14.4.1 平成21.4.1	598帖 2合	尊延寺6丁目11番1号	尊延寺
		考古資料	くずがみはいじ 九頭神廃寺出土銅造誕生釈迦 仏立像	平成9.4.1	1軀	藤阪天神町5番1号
	歴史資料	みうらんぼん 三浦蘭阪関係資料	平成22.4.1	一括 2,716点	車塚2丁目1番1号	枚方市教育委員会
		片岡家文書	平成23.9.1	一括 7,549点	車塚2丁目1番1号	個人 〔枚方市〕
古文書	今中家旧蔵文書	平成22.4.1	一括 3,238点	車塚2丁目1番1号	枚方市教育委員会	
民俗文化財	有形民俗 文化財	おかみ 意賀美神社の算額	平成8.4.1	1面	枚方上之町1番12号	意賀美神社
		三之宮神社の湯釜	平成10.4.1	1口	穂谷2丁目7番1号	三之宮神社
		せんぐうえま 御殿山神社遷宮絵馬	平成14.4.1	1面	渚本町12番55号	御殿山神社
		旧田中家鋳物用具と製品一式	平成19.4.1	一式	藤阪天神町5番1号	枚方市教育委員会 〔(公財)枚方市 文化財研究調査会〕
記念物	史 跡	鍵屋	平成10.4.1		堤町10番27号	枚方市
		九頭神廃寺	平成19.4.1		牧野本町1丁目210番13 ほか	枚方市
		禁野本町遺跡	平成19.4.1 平成19.10.1		中宮北町50番107 中宮北町2番6号南東	枚方市 (独)都市再生機構
		光善寺（出口御坊跡）	平成22.4.1		出口2丁目8番13号	光善寺

市登録

種 別	名 称	登録年月日	数量	所在地	所有者 [管理者]
有形文化財	宗左の辻の道標	平成 26. 4. 1	1 基	岡本町 3 番 4 号東側市道 上	
	明治十八年洪水碑	平成 26. 4. 1	1 基	桜町 16 番地先	
記念物	仁明天皇外祖母贈正一位 田口氏之墓	平成 26. 4. 1		田口 3 丁目 291 番	近畿財務局 (土地所有者)

第1章 基本的な考え方

1 「歴史文化遺産の保存と活用のための整備構想」策定の理念

「地域らしさ」は、地域に生きる人々が、その地域の自然条件のもとで歴史的に育んできた文化的・社会的活動の蓄積によって醸成されます。したがって、地域に固有の歴史と文化を見直し、それらを活かしたまちづくりを行うことは、地域に生きる人々が精神的なよりどころを再発見するという意味において極めて重要です。枚方が枚方であることのアイデンティティ（自己同一性）の創出に、歴史文化遺産は極めて大きな役割を果たすと考えられます。

枚方市内外の市民が貴重な歴史文化遺産に接する機会を得て、枚方市の地域的な独自性を守り、古来より受け継いできた歴史文化遺産を後世に継承していくことにより、郷土への愛着や連帯感を強め、まちの賑わいを増進していきたいと考えています。

もちろん、開発を否定するものではありません。いま、枚方市に求められているのは、開発による発展と自然環境や歴史文化遺産等の保護を均衡あるものとして調整していくことです。事業者・市民の協力のもと、歴史文化遺産の保存と活用を初めとする文化財保護行政について、具体的な目標を描いて計画的に推進することが必要です。

そこで、市内のどの地域にどんな歴史文化遺産があり、どんなテーマ性を持っているか、そして、その歴史文化遺産を地域のまちづくりにどう活かしていくかといった、保存と活用に関する指針として、「歴史文化遺産の保存と活用のための整備構想」の策定が求められています。

本構想は、歴史文化遺産の保存と活用を図るため、基本的な考え方を明らかにすることによって、歴史文化遺産の保存と活用を適切かつ計画的に推進し、歴史の薫り豊かなまちづくりに資することを目的に策定します。

2 歴史文化遺産の概念

本構想の鍵となる基本的な概念の定義又は整理を行います。

(1) 歴史文化遺産の定義

歴史文化遺産という用語は広く知れ渡っていますが、明確な法的定義や学問的な定説はありません。

文化財とは、一般に人類の文化、歴史、学術などの見地から価値を持ち、保存すべき有形・無形の遺産全般をいいます。文化財保護法第2条では、文化財を次のように分類・定義しています。

- 有形文化財（建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料など）
- 無形文化財（演劇、音楽、工芸技術など）
- 民俗文化財（衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗習慣、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋など）
- 記念物（貝塚・古墳・都城跡・城跡・旧宅その他の遺跡、庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳その他の名勝地、動物・植物・地質鉱物など）
- 文化的景観（地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地）
- 伝統的建造物群（周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群）

[注記] 遺跡と史跡

遺跡とは、記念物の中の分類であり、生活、政治、宗教、生産などあらゆる活動に伴って形成された過去の人々の痕跡と定義されます。一方、史跡とは、主に遺跡のうちで重要なものについて文部科学大臣によって指定されたものです。史跡の中でも特に重要なものは、文部科学大臣によって特別史跡に指定されます。

*補注

遺跡と史跡 - [注記] の根拠について

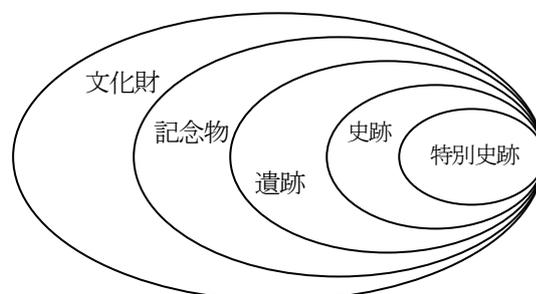
本文の[注記]に対し、主としてその記述の根拠について若干の説明を加えます。文化財保護法第109条第1項に「文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる」とあります。さらに、文化財保護法第109条第2項には「文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する)に指定することができる」とあります。これらによって、史跡とは、記念物のうち主に遺跡が文部科学省内の手続きを経て大臣により指定され、初めて史跡として存在するものであることが判ります。つまり、史跡は、自然に存在するものではなく、指定という行為によって初めて存在する分類上の用語ということが言えます。

一方で、遺跡についての明確な定義は、文化財保護法やその他法令には表れません。ただ、文化財について規定する文化財保護法第2条第4項、記念物と総称される項の中で、次のように言及しています。つまり「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡」、これが遺跡の一応の性格付けになっています。広義には、過去の人間活動による痕跡すべてと解され、上記の注釈のような文言となります。この解釈を容れれば、史跡に対して遺跡という用語は、遺跡が存在しているそのままの状態を表す用語であると言えます。

なお、遺跡の定義については、三つの要素に分類することが可能なようです。

- ①遺構や遺物が出土した土地
- ②集落など当時の人々が占地したと思われる、ある範囲の土地
- ③遺跡台帳に記載された、ある特定範囲の土地

また、『遺跡保存の事典』では、遺跡について広義の解釈をとった上で次のように分析しています。「遺跡(site)は、土地に構築されたもので動かすことのできない遺構(monument)と、人間が自然物を加工した製作物などで、出土場所を離れても意味を失わない遺物(relics)とで構成される」



参考資料

文化財保存全国協議会編『新版遺跡保存の事典』平凡社 平成18年(2006)

文化庁編『我が国の文化と文化行政』ぎょうせい 昭和63年(1988)

従来、日本の「文化財 (cultural properties)」では、史跡や有形文化財のような土地や建物、美術工芸品に対する歴史的又は学術的価値への評価が、それらにかかわる人間の生活や技術、伝承等の伝統よりも優先されてきた傾向があります。最近、この分野における世界的な傾向として、歴史的・文化的価値の高いもの及び場所のみならず、それらに関連する生きている伝統をも含め、次世代へと確実に守り伝えていくべき「文化遺産 (cultural heritage)」として広く捉えようという考え方が浸透してきました。昭和47年(1972)、ユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)では、世界遺産を文化遺産と自然遺産に分け、文化遺産は、記念工作物、建造物群及び遺跡であって、歴史上、芸術上又は学術上等の普遍的価値を有するものと定義されています。

文化財保護法においても、法改正によって、平成17年(2005)、文化的景観を新たに文化財に位置づけました。景観は、地域住民にとって日々の生活に根ざした身近なものであるため、日頃その価値にはなかなか気づきにくいことから、文化的景観を保護する制度を設けることによって、その文化的な価値を正しく評価し、地域で守り、次世代へと継承していくことができるとの理由からです。このように、文化財の定義・概念も広がりつつあります。

本構想における「歴史文化遺産」とは、文化財保護法が規定する「文化財」に加えて、それらに付随する伝統の総和と位置づけます。

(2) 歴史文化遺産の保存と活用における基本的な考え方

文化財保護法第1条には、「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」と定められています。文化財の「保護」は、文化財の「保存」と「活用」の両側面からなり、保存と活用は相反するものではなく、相互に補完するものであることを示しています。すなわち、保存して初めて多彩な活用が可能となり、活用することが保存をより確実に進める上で重要な役割を果たすとの考え方です。

しかし、極度に保存のみに傾斜すれば、自ずと活用の側面は弱められることとなり、逆に活用への門戸を無制限に拡大すれば、保護の前提である保存の側面を危うくします。したがって、最も望ましい保護の在り方とは、あくまで保存を前提として活用を考えつつ、常に両者の均衡ある状態を追求することであり、歴史文化遺産の本質的価値の低下を回避しつつ、価値の享受を持続的に可能にすることが保護(保存・活用)の基本です。

文化財の保存とは、文化財の個別の本質的価値を次世代に確実に伝達していくことです。その前提として、文化財の本質的価値を明らかにするための学術的な調査研究が必要であり、その成果を基礎として保存を具体化しなければなりません。

その方策としては、第一には、文化財保護法に基づき、その種別や範囲等を適切に指定することにより、文化財を含む指定地等の現状変更などの規制を行う法的措置があります。

第二には、指定地の確実な保存のために行う土地の公有化、所有者又は管理団体により文化財を適切に保存する行政的措置があります。

第三には、文化財を周知し、保存を確実にすることを目的として行う標識、説明板、囲い、覆

屋等の設置、防火設備及び消火装置等の整備、毀損及び衰亡の状態から元の状態に復するために行う復旧等（修理を含む）の技術的措置があります。

これら三者は一体をなし、相互に密接な関連を持っています。

次に、文化財の活用に関しては、文化財保護法第1条に総括的に言及されているだけで、具体的な事柄は定められていません。活用に密接に関連する概念として、文化財保護法には、公開に関する制度が定められています。文化財を市民や来訪者に開放・公開することは、活用の第一歩として重要な役割を担っています。文化財に対する正確な知識と深い理解は、翻って文化財の保存にも繋がっていきます。

歴史文化遺産の活用は、文化財を核とするまちづくり・地域づくりを初め、これらにかかわる地域連携と市民活動の促進等の領域にまで広がりを見せています。

（3）歴史文化遺産の保存と活用の指針

① 歴史文化遺産の防災

文化財保護法は、昭和24年に発生した法隆寺金堂の壁画が失火によって焼損するという衝撃的な事件を踏まえて、翌25年に制定されました。歴史文化遺産を適切に保存し、次世代に伝えるという保護の最も基本となる課題を確実に実行するために、必要な防災施設の設置、防災訓練その他危機管理の徹底に取り組みます。

② 保護における真実性の確保

「世界遺産条約履行のための作業指針」（平成11年）では、文化遺産の価値評価にあたり、「意匠」「材料」「技術」「位置・環境」の4つの指標を用いて、その真実性（authenticity）を計測することが示されています。文化財の修復に際しても、それが持つ本質的価値の真実性を可能な限り保持するよう努めることが最も大切です。遺存する当初材をできる限り再使用するとともに、その意匠及び技法、位置・環境の保存に十分に留意しなければなりません。

今は失われた建造物や構造物等を復原展示する場合には、地下に埋蔵されて残存する基壇等の遺構を確実に保存することが前提になります。復原展示された建造物や構造物等は、現代において新築されたものであることから、本質的価値を構成する要素ではなく、環境を構成する要素と位置づけられます。復原展示は、遺構直上の盛土造成面において実施することを原則とします。

③ 専門家や地域住民の参加による調査研究

個別の文化財等に最も適切な保存と利用方策を導き出すためには、文化財等の種別、性質、規模、立地環境等に応じて、その本質的価値を明確に把握し、整備の在り方について慎重に検討することが必要です。そのためには、調査研究を充実させ、常にその成果に基づいて整備の精度を向上させるように努めなければなりません。特に、史跡等では、保存と活用のための発掘調査が重要な役割を果たしますが、重大な現状変更の行為にもあたることから、実施すべき範囲及びその手法、実施体制等を含む周到な計画を策定し、関係者の合意形成の下に進める必要があります。

そのため、特に重要な歴史文化遺産の保存と活用にあたっては、学識経験者や各種専門家、地域住民の代表等の意見を踏まえた整備計画を策定するとともに、整備過程及び整備後の評価を行います。

④ 歴史文化遺産を学び・理解する場の提供

歴史文化遺産を公開し、内外の市民が快適に歴史文化遺産に接し、学び、理解を深められる場を提供します。具体的には、見学者が史跡等の歴史文化遺産を快適に見学するために必要となる^{あずまや}四阿、便所、照明等の「便益施設」、説明板、出土品、模型等を用いた展示のほか、視聴覚設備を効果的に用い、総合的な情報提供を行う「ガイドンス施設」、道具の製作や使用、農耕作業を初めとする生産活動などの体験を通じて、その時代を学習するための「体験学習施設」などがあります。

⑤ 市民の文化的活動及び憩いの場の提供

歴史文化遺産においては、市民が歴史と文化を学ぶかたわら、ゆっくりと散策し憩うことのできる雰囲気づくりにも配慮する必要があります。特に都市の中心地や近郊市街地では、歴史文化遺産が緑豊かな野外の公共空間としても貴重な存在になることが期待されます。

⑥ 適切な維持管理

歴史文化遺産を未来に互って継続的に保存・活用するためには、適切に維持管理することが重要です。歴史文化遺産の種別や材質等によって最適な保存環境は異なるため、それぞれに応じた環境の検討が必要です。また、史跡等にあつては、遺構や景観等へ影響を及ぼさないよう、樹木・植栽等の適切な管理を図ります。

⑦ 文化的観光の活用

歴史文化遺産は、観光のために活用を図ることも可能です。観光は、まちの賑わいを高めるだけでなく、全国に「枚方」を発信するための貴重な手段です。ただし、その場合、「文化的観光」(cultural tourism)の観点を忘れないことが大切です。

この概念は、昭和51年、イコモス(国際記念物遺跡会議)総会で採択された「文化的観光の憲章」が基本になっています。文化的観光は、「記念建造物及び遺跡の存在を見出していくことを目的とするような観光の一形態」と位置づけられ、歴史文化遺産の維持管理と保護に貢献する限りにおいて、歴史文化遺産にとって非常に肯定的な効果を発揮することが指摘されています。

⑧ 歴史まちづくり法の活用

歴史文化遺産の保存と活用にあたっては、「歴史まちづくり法」の活用も選択肢の一つです。国の制度を活用するためには、市は「歴史的風致維持向上計画」を作成し、国の認定を受けなければなりません。また、具体的な整備事業としては、街なみ環境整備事業、都市公園事業、地域用水環境整備事業、都市再生区画整理事業、都市再生整備計画事業などのメニューが用意されていますが、市内のどの地域でどのメニューが利用できるのか検討が必要です。

第2章 歴史文化遺産保護施策の現状と課題

1 枚方市の文化財保護行政

(1) 文化財の指定

本市には、[表1 指定・登録文化財一覧]にあるとおり様々な指定文化財等があります。文化財保護法では、文化財を有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群に分けています。本市には、有形文化財・民俗文化財・記念物に分類される指定文化財等は多くありますが、これまで無形文化財・文化的景観・伝統的建造物群の指定はありません。

枚方市文化財保護条例第3条では、「市、市民及び所有者の責務」を次のとおり規定しています。

- 1 市は、文化財が歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、現在及び将来の文化的発展の基礎をなす市民共有の財産であることを認識し、その保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない。
- 2 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
- 3 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その他文化的活用に努めなければならない。

市が行う文化財の保存及び活用の第一歩は、文化財の指定等の法的措置です。本市教育委員会が、市の区域内に存在する文化財のうち重要なものを文化財保護審議会に諮問し、答申を得て枚方市文化財に指定することができます。指定された文化財の所有者等は、その修復や管理等の経費の一部について、必要と認められた場合に補助を受けることができますが、反面、文化財の現状変更制限を受ける等の義務も課せられます。

(2) 枚方市登録文化財制度

市域には、指定文化財以外にも、道標・石燈籠・常夜燈・石碑など生活の記録ともいえるべき歴史文化遺産があります。これらの歴史文化遺産は、文化財としては指定されないケースが多いため、消滅の危機に瀕しています。そこで、枚方市において、地域の歴史や文化を反映しているものについて、指定制度よりも緩やかで幅広い保護の仕組みである枚方市登録文化財制度を平成25年(2013)に施行し、平成26年4月に3件の文化財を登録しました。

登録した文化財を市民に周知し、啓発普及に活用することにより喪失を防ぐ一助とするとともに、文化財に対する理解や郷土への愛着の増進を図ります。

(3) 有形文化財の保存と活用

① 建造物の修復

市内にある古建築のうち、片埜神社本殿・交野天神社本殿・交野天神社末社八幡神社本殿・巖島神社末社春日神社本殿が国の重要文化財に指定されています。巖島神社末社春日神社本殿は平成6年度、交野天神社本殿・交野天神社末社八幡神社本殿は平成15～17年度、片埜神社本殿は平成21～23年度にそれぞれ修復されました。

府指定文化財の田中家住宅鋳物工場・主屋は、枚方上之町から藤阪天神町に移築・復原しました。

また、市指定文化財では、鍵屋主屋・村野村高礼場・交野天神社末社貴船神社本殿の修復工事を実施しました。

② 歴史資料館の整備

本市には博物館はありませんが、資料館として旧田中家鋳物民俗資料館と枚方宿鍵屋資料館があります。

旧田中家鋳物民俗資料館は、移築・復原した田中家の鋳物工場の建物展示とあわせて、田中家の鋳造業の歴史的な位置づけや鋳造に関する資料を鋳物工場内に展示する全国でも珍しい鋳造関係の専門資料館として、昭和59年(1984)に開館しました。主屋には市域の民俗文化財を展示しています。

また、江戸時代の旧枚方宿を代表する町家「鍵屋」を復原するとともに、展示コーナー(1階)・大広間(2階)の別棟からなる枚方宿鍵屋資料館を整備し、平成13年に開館しました。

③ 歴史文化遺産としての古文書や公文書

先人たちの生活や足跡を知ろうとするとき、その手がかりを示してくれるのが歴史資料です。生活生業や信仰等に関する風俗・慣習や発掘調査等によって検出される遺構・遺物のほかに、紙に書かれた前近代の資料で一般的に古文書こもんじょと呼ばれている記録資料があります。江戸時代に庄屋や年寄などの村役人を務めた家の文書には、今日の土地台帳に当たる検地帳、徴税令書である年貢割付状、その受領書としての年貢皆済目録など、現在の行政執行のための文書とよく似た役割を持つものが残されています。これらの古文書は、市民共有の歴史文化遺産として大切に保存し、次世代に伝えていくとともに広く公開していくことが望まれています。

近年、明治以降の公文書が歴史資料としての価値を評価され、貴重な文化財としても認識されるようになってきました。『京都府行政文書』や『山口県行政文書』は、国の重要文化財に指定されています。公文書は、行政執行に必要なばかりでなく、将来にわたり市民に対して説明責任を果たす資料となり、地域や行政の歩みをたどるための一次資料としても有用であるため、適切に収集・保存・活用する仕組みが必要です。

(4) 民俗文化財の調査と収集

民俗文化財とは衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を示すものです。

本市でも高度経済成長期以降、急速な都市化の進展に伴い、生活様式が変化し、従来の生業や多くの風俗慣習が消滅しました。昭和47年には「枚方の民俗」、昭和59～61年に「枚方市民俗文化調査報告1～3(春日・田口・尊延寺)」、平成8年に「枚方市民俗文化調査報告4(旧川越村)」が発行されていますが、今後も、市域において伝統的な文化や生活様式などの調査を行い、その記録を保存し、次世代に伝えていくことが必要です。

また、旧来の生活に用いられていた生活用具や農具などの民具は、市民の寄贈の申し出を受けて調査収集を行い、旧田中家鋳物民俗資料館において展示するなど活用しています。しかし、民具は日常生活に使用されるものという性質のため、他の文化財に比べて件数も多く、農具などは

大型のものが多いため、どのように選択して収集し、保存管理していくかが課題です。現在、民具を収集する際には、その使われ方や来歴などを聞き取り調査し、民具と生活の記録をセットで調査収集するようにしています。

(5) 史跡の整備

① 特別史跡百済寺跡再整備事業

特別史跡百済寺跡は、中宮西之町に所在する百済王神社の境内地にあり、土地所有者は宗教法人百済王神社です。旧寺域一帯の20,074.48㎡が昭和27年に国の特別史跡に指定されており、昭和41～42年に主要堂塔の基壇表示を中心とした史跡整備がなされ、現在は都市計画公園の位置づけのもと、枚方市が管理しています。

当初の整備から約40年が経過する中で、各所の老朽化と損壊変形が目立ち、樹木の成長による基壇縁石や階段施設の孕みや崩落、不等沈下、舗装・表土の流出が顕著となっています。文化財収蔵庫も、施設の老朽化や設備面の不十分さが否めない上に、東面築地推定ラインに接するなど大きな問題があります。

百済寺跡は大坂城跡と並ぶ府内2か所しかない特別史跡の一つであり、市街地に立地する緑豊かな市民の憩いの場所として、また、韓国からの観光客が訪れる市の観光拠点になり得る重要性和現状から判断して、雨水流出抑制対策を含めた本格的な再整備を行うため、平成17年5月、特別史跡百済寺跡再整備検討委員協議会を発足させ整備方針を検討しており、平成23年度に特別史跡百済寺跡再整備基本構想を策定し、25年度には再整備基本計画・基本設計を終えました。

② 楠葉台場跡保存事業

楠葉台場跡については、平成19年度に範囲内容確認調査を実施し、保存状況がよいことから、確認調査を円滑に進めるため、楠葉台場跡調査検討委員会を立ち上げ、その指導のもと平成20年度も引き続き範囲内容確認調査を実施し、平成21年度に報告書を刊行しました。

平成22年に国史跡の指定を受けるため文化庁に申請の手続きを進め、平成23年2月7日、市内で4番目の国史跡に指定されました。

③ その他の史跡

牧野車塚古墳(国史跡)は、昭和55年に都市計画公園として整備しましたが、並行して指定地の公有化を進めてきました。昭和61年3月末での公有面積は5,155.85㎡で、公有化率は39.13%です。公有化されていない古墳本体部の8,019㎡は、土地所有者が公共性の高い小倉財産区であるため、公園の現況は維持できるものと考えられます。

禁野車塚古墳(国史跡)も、都市計画公園の整備に合わせて指定地の公有化を進め、すべて公有化しています。平成19年には、古墳の東南隣接地で後円部裾遺構部分を史跡に追加指定し、公有化しました。

九頭神麿寺(市史跡)は、検出された遺構の性格を活かし、市民が活用できる史跡公園として、平成21年度に倉垣院跡地部分を整備し、総柱建物群を平面表示で表現しました。また、平成22年度には寺域の北西コーナー部分を整備し、築地大垣の北西隅の一部及び宝幢を立体復原しました。

(6) 歴史的・文化的景観の保全

本市は、昭和59年、「淀川の四季」「樟葉宮跡の杜」「牧野の桜」「百済寺跡の松風」「山田池の月」「国見山の展望」「万年寺山の緑陰」「香里団地の並木」を枚方八景として制定し、「ふるさと枚方」らしい風景を将来に伝承していくこととしています。

これらのほか、旧集落や街道沿いなどに残る伝統的な町並、東部地域の山間部に残る棚田を含む里山など、歴史的・文化的景観の保全を図るための仕組みづくりが課題となっています。

[表2 枚方市における文化財関係の整備事業一覧]

区分	事業名	実施年度
建造物の修復	田中家鋳物工場復原事業	昭和49～51年度
	田中家主屋復原事業	昭和54～56年度
	巖島神社末社春日神社本殿修理事業	平成4～6年度
	鍵屋主屋保存修理事業	平成10～12年度
	村野村高札場保存修理事業	平成14年度
	交野天神社本殿及び交野天神社末社八幡神社本殿保存修理事業	平成15～17年度
	交野天神社末社貴船神社本殿保存修理事業	平成18年度
	廃渚院観音寺鐘楼保存修復事業	平成18年度
	重要文化財片苳神社本殿保存修理事業	平成21～23年度
資料館の整備	旧田中家鋳物民俗資料館整備事業	昭和49～57年度
	旧田中家鋳物民俗資料館リニューアル事業	平成19～20年度
	枚方宿鍵屋資料館整備事業	平成10～13年度
史跡整備と指定地の公有化	特別史跡百済寺跡整備事業	昭和40～42年度
	史跡牧野車塚古墳公有化事業	昭和42～45年度 昭和55～60年度
	史跡禁野車塚古墳整備事業	昭和47～62年度 平成18～20年度
	特別史跡百済寺再整備事業	平成16年度～
	史跡九頭神廃寺保存整備事業	平成17～22年度
	楠葉台場跡保存整備事業	平成22年度～

2 枚方市の埋蔵文化財行政

(1) 埋蔵文化財の保護

枚方市文化財保護条例では、市に対して「埋蔵文化財（土地に埋蔵されている文化財）の包蔵地について周知徹底するよう努めなければならない」（第22条抜粋）と定めるとともに、土木工事等の事業主等に対して「土木工事等により埋蔵文化財を発見したときは、直ちに、その旨を届け

出なければならない」(第23条抜粋)と規定しています。また、教育委員会に対しては、「埋蔵文化財の保護のために必要があると認めるときは、土木工事等の事業主等に対して、当該埋蔵文化財の発掘調査その他の保護措置に協力するように求めなければならない」(第23条抜粋)とその責務を定めています。

(2) 埋蔵文化財包蔵地の周知

本市の埋蔵文化財行政に協力していただくため、市民や開発等の事業者に対して、枚方市文化財分布図を広く供覧する等、埋蔵文化財情報の周知を行っています。

(3) 土木工事等に伴う発掘調査

埋蔵文化財行政上の目的で行う発掘調査は、①記録保存のための発掘調査(開発事業との調整の結果、現状で保存を図ることのできない埋蔵文化財について、その内容を記録にとどめるために行う発掘調査)、②保存・活用のための発掘調査(重要な遺跡について史跡指定その他の保護の措置をとるため、あるいは史跡指定されている遺跡の整備・活用を図るために行う発掘調査)、③試掘・確認調査(埋蔵文化財包蔵地の所在や範囲の把握、開発事業と埋蔵文化財の取扱いの調整、あるいはその調整の結果必要となった記録保存のための発掘調査の範囲及び期間・経費等の積算のための知見・資料を得ることを目的として行う調査)に分けられます。

枚方市では、①記録保存のための発掘調査と③試掘・確認調査がその大半を占め、土木工事等の開発行為に伴って、枚方市文化財保護条例や枚方市開発事業等の手続等に関する条例に基づきこれらの調査を実施しています。枚方市開発事業等の手続等に関する条例に基づく開発事業に伴う事前協議の中で、同条例第9条第1項第6号の「開発区域内に文化財が存在する場合は当該文化財を保護するとともに、開発区域内の歴史的環境の保全に努めること」という規定に基づいて行っています。

枚方市開発事業等の手続等に関する条例第9条第1項第6号に基づく「歴史的環境の保全の基準」は、次のとおりです。

- 1 開発者は、開発事業の区域内及びその周辺において埋蔵文化財が存在すると推定される場合には、その取扱いについてあらかじめ本市教育委員会と協議し、その指示に従うものとする。この場合において、調査が必要と認められるときには、事前に、開発者の負担により発掘調査を実施するものとする。
- 2 開発者等は、工事等によって埋蔵文化財等を発見した場合は、直ちに、工事を中止し、速やかに本市教育委員会にその旨を届け出て、その指示に従うものとする。
- 3 発掘調査により遺跡が史跡指定の決定を受ける場合には、開発者は開発事業により整備する公園以外にも、埋蔵文化財の保存地を確保することに協力するものとする。

土木工事等に伴う発掘調査は、周知の埋蔵文化財包蔵地等において、まず試掘・確認調査を実施し、現状で保存を図ることのできない埋蔵文化財が認められた場合には、本格的な発掘調査を実施して記録保存の措置をとることになります。本市では、試掘・確認調査は教育委員会が担当しています。本格調査については、開発事業等の場合、原因者負担を求め、公益財団法人枚方市文化財研究調査会が実施しますが、個人専用住宅建設に先立つ調査は、国庫補助等により教育委員会が担当しています。

平成25年度までの過去8年間の土木工事等に伴う発掘調査等の処理件数は、次の表のとおりで

す。発掘調査も含め年度別処理件数は年々減少していましたが、上昇に転じています。

[表3 埋蔵文化財発掘の届出・通知書の処理件数]

区 分	対応内訳			年度別合計
	発掘調査	工事立会	慎重工事	
平成18年度	237件	147件	417件	801件
平成19年度	228件	128件	336件	692件
平成20年度	214件	109件	368件	691件
平成21年度	181件	131件	342件	654件
平成22年度	188件	123件	262件	573件
平成23年度	236件	115件	442件	793件
平成24年度	201件	133件	350件	684件
平成25年度	221件	123件	361件	705件

「発掘調査」とは、埋蔵文化財の研究や記録保存のために、地中を掘削して調査すること。単に「発掘」という場合は、調査だけでなく土木工事も含む行為を指す。「立会調査」は「工事立会」とも称され、土木工事の施工中に立ち会って、平面や断面を観察し調査記録をとること。「慎重工事」とは、埋蔵文化財が過去に消滅しているか、発見される可能性が著しく低い場合、未知の埋蔵文化財発見の可能性に鑑み、慎重に工事を行うよう指導することをいう。

(4) 発掘調査の整理等

発掘調査は、現場の発掘作業だけでなく、出土品や記録類の整理作業とこれらの成果をまとめた報告書の作成・公刊をもって完了します。したがって、埋蔵文化財の発掘調査は大きく分けて、発掘等の外作業、整理等及び報告書作成の内作業という2段階に分けられます。

整理等の作業は、発掘作業で得た記録と出土した遺物について、考古学を初めとする学術的な方法に基づき整理・分析するもので、最終的には遺跡の内容をまとめた報告書の作成につなげていきます。発掘調査報告書は、現状保存ができなかった埋蔵文化財に代わって後世に残す記録であり、発掘調査の成果を周知し、保存・活用等の整備を図るための基礎資料となります。

整理等の作業及び報告書の作成手順は、おおむね[図2 整理等及び報告書作成の作業手順]に表すことができます。なお、出土品等の種別や性状によっては、一部を省略することもあります。

(5) 出土品等の取扱い

発掘調査に伴う出土品は、文献資料とは異なる側面から歴史や文化を研究、理解する上で欠くことのできない情報を取得する貴重な資料であることから、確かな方法により保管及び活用を行わなければなりません。

そのため、「出土品の取扱いについて」(平成9年8月13日付文化庁次長通知)では、「(ア) 一定の基準に基づき、将来にわたり文化財として保存を要し、活用の可能性のあるものと、それ以外のものとに区分し、その区分に応じて保管・管理その他の取扱いを行うこと、(イ) 前記(ア)の区分により保存・活用の必要性・可能性があるとされた出土品



[図2 整理等及び報告書作成の作業手順]

については、その文化財としての重要性・活用の状況等に応じて、適切な方法で保管・管理を行うこと」としています。

平成26年3月末現在で、本市で保管している出土品は、コンテナ数（60×40×15cm程度のコンテナ換算）で約1万8000箱に上っています。こうした出土品は、旧田中家鋳物民俗資料館内収蔵庫や伊加賀スポーツセンター内倉庫棟等で保管しています。このほか、発掘調査の状況・成果を記録した図面や写真等の記録類は、図面類で約20万点、写真・スライド類で約40万点あります。

現在も発掘調査が進む中で、保管スペースの確保が非常に困難になってきており、将来にわたって貴重な出土品等を適切かつ持続的に保存・活用するためには、保管の効率化と集中化の推進が喫緊の課題です。

（6）出土品の取扱いの基準

文化庁通知は、「一定の基準に基づき、将来にわたり文化財として保存を要し、活用の可能性のあるものとそれ以外のものとに区分」としていますが、この基準については、各都道府県が「種類」「時代」「地域」「遺跡の種類・性格」「遺跡の重要度」等の諸要素や各地域の歴史的特性等を勘案して、具体的な基準を定めることになっています。

大阪府教育委員会は、平成11年に「大阪府における出土品の取扱い基準」を示し、将来にわたり文化財として保存・活用を図る必要性・可能性のある出土品と、それ以外に区分し、将来にわたり文化財として保存・活用を図る必要性・可能性のある出土品について、取扱いの考え方を明らかにしています。

（7）将来にわたり保存・活用を図る必要性・可能性のある出土品の保存・管理区分

将来にわたり文化財として保存・活用を図る必要性・可能性のある出土品は、法の趣旨に基づき、出土品自体の持つ価値等を十分に考慮し、その保管・管理・活用について適正な措置を講ずるために、以下に示す条件を考慮して区分し、積極的な活用と効率的な保管・管理を行います。

① 資料的価値が高く、展示等の機会が多いもの

個別に保管することを基本とし、展示・公開・照会等に対応して活用が可能な状態を維持し、保管・管理する。

② 報告・公表された出土品

発掘調査報告書等において個別に記載のある出土品については、個別に管理することを基本とし、展示・公開・照会等に対応して活用が可能な状態を維持し、保管・管理する。

③ 上記以外で整理作業等が完了したもの

上記①②に該当するもの以外で、整理作業等（発掘調査報告書の刊行を含む）が完了した出土品は、出土地点等出土状態の対照が可能な状態を維持しつつ保管・管理することを基本とし、教材・各種研究資料など広範な活用に努める。

④ 整理作業等が完了していないもの

整理作業等が完了していない出土品については、出土地点等出土状態の対照が可能な状態を維持しつつ保管し、順次、計画的に遺物整理等を実施することにより、上記①～③の区分を適用し、積極的な活用と効率的な保管・管理を行う。

発掘調査すなわち記録保存は、発掘調査報告書の刊行をもって完了したといえます。さらに、

発掘調査報告書が無ければ、上記①～③に係る判断や位置づけは不可能です。

本市は、高度経済成長期や小中学校の建設ラッシュの際に実施した発掘調査によって、おびただしい量の出土品を保管するようになりましたが、その大半が④に該当します。現在も土木工事等に伴う発掘件数は相当数に上り、歴史文化遺産整備のための発掘調査も一層本格化し、新たな出土品が増加することが予想されます。

(8) 将来にわたり保存・活用を図る必要性・可能性のある出土品の活用

「出土品の取扱いについて」(前出文化庁次長通知) 4の規定に基づき、従来の展示・公開にとどまらず、出土品の歴史性等を考慮し、広範な用途への利用を創造的かつ積極的に講じます。

(9) 将来にわたり保存・活用を図る必要性・可能性のない出土品の取扱い

発掘調査による出土品は、埋蔵文化財の構成要素や記録等の一部としての保存に努めることを基本とし、「大阪府における出土品の取扱い基準」1-(1)に基づく区分により、将来にわたり保存・活用を図る必要性・可能性がないとされた出土品については、大阪府教育委員会等の定める手続を経て廃棄の措置を講ずることができるものとします。

しかし、整理等の作業や発掘調査報告書の刊行の遅滞に伴って、「整理作業等が完了していないもの」が長年放置され、経年劣化によって出土品を廃棄する事態に陥ることは避けなければなりません。当面は、現在進めている発掘調査や近年の調査の出土品について、「④整理作業等が完了していないもの」を発生させないことから始めます。

3 枚方市の文化財の啓発普及活動

(1) 歴史文化遺産啓発普及事業

「現在及び将来の文化的発展の基礎をなす市民共有の財産」である歴史文化遺産を市民に理解していただくために多彩な啓発普及事業を展開しています。

① 文化財展示

市民に歴史文化遺産への関心や保護意識を持っていただくためには、「実物」をできるだけ身近に、そして可能な限り目と手で触れることが効果的と考え、文化財展示を実施しています。

百済寺跡文化財収蔵庫で行っていた展示については、輝きプラザきらら2階の展示ルームでの展示に一本化し、市内の遺跡から出土した遺物や最新の調査成果等をテーマに「輝きプラザきらら文化財展示」(年2回程度)を行っています。他に、枚方宿鍵屋資料館において企画展(年4～5回)、旧田中家鋳物民俗資料館において民具等の展示を行う「ちょこっと展」(年4回)を開催しています。

② 市民歴史講座・歴史散策

市民に文化財や歴史に興味・関心を持っていただくため、指定文化財の新指定や枚方宿鍵屋資料館の企画展等に関連した市民歴史講座、子どもを対象とした講座に取り組んでいます。

これまで、百済寺・交野ヶ原をテーマにした歴史シンポジウム、あるいは地域の文化財を見て歩く「おおさかふみんネット」・「歴史ウォーク」を実施しています。また、重要な遺跡の発掘調査等を行ったときには、適宜、現地説明会を開催してその成果の周知を行っています。

これら、市民の歴史学習や文化財に対する愛護精神を涵養する事業については、今後も引き続き実施します。

③ 文化財説明板・案内板の設置

市民に、貴重な歴史文化遺産が身近にあることを知っていただくことを目的に、文化財の所在地に説明板を設置しています。平成26年3月末現在、文化財説明板の総数は86基あり、今後も新規の指定・登録等の物件について引き続き整備していく方針です。

また、市外から枚方市を訪れた観光客に駅周辺の歴史文化遺産を案内するため、京阪電車・JR片町線の駅などに案内板の設置が必要です。

④ ホームページの充実

歴史文化遺産情報のIT化としては、市民はもとより市外の方々や歴史研究者のニーズにも対応するため市内の歴史文化遺産をデータベース化し、平成17年度から「枚方市文化財・市所蔵美術工芸品検索システム」を本市のホームページ上で公開しています。情報は“鮮度が命”であるため、定期的な内容の見直しと、新たな遺跡や出土遺物など歴史文化遺産の情報更新など、内容の充実が求められています。

⑤ 歴史文化遺産関係図書等の刊行

市民や事業者、歴史研究者等に、本市の歴史文化遺産の概要や調査研究の成果を知っていただくために、歴史文化遺産関係図書等を刊行しています。

「枚方市歴史ガイドマップ」や「枚方の遺跡と文化財」など刊行・頒布図書類は現在8種類あり、この他にも、毎年度、市内の埋蔵文化財発掘調査の概要報告書を発行しています。これらの図書等は、市内各図書館に配架し、市民の利用に供しています。

また、交野ヶ原をテーマにした歴史シンポジウムの開催に合わせた歴史ウォークの際には、「交野ヶ原歴史回廊文化財散策マップ」を配布しました。地域に所在する歴史文化遺産を紹介するマップは、市民のふるさと意識の醸成を図る上で有効な手段であり、他の地域でも同様のマップ作成が求められています。

「表4 歴史文化遺産関係図書一覧」

書名	形態	発行年度
枚方の遺跡と文化財	冊子	昭和60年3月
旧枚方宿の町家と町並	冊子	平成元年3月
枚方市歴史ガイドマップ	地図	平成9年4月
渚院	パンフレット	平成17年12月
交野ヶ原歴史回廊文化財散策マップ	地図	平成20年10月
枚方市指定文化財交野天神社末社貴船神社本殿保存修理工事概報	冊子	平成21年3月
国史跡 楠葉台場跡	冊子	平成23年3月
枚方市文化財分布図(平成24年度改訂版)	地図	平成25年3月

⑥ 市民団体との連携

国の特別史跡である百済寺跡を市の内外に広く発信していく百済フェスティバルは、平成13年度から市民団体等と共催していますが、今後も引き続き連携しながら取り組みます。また、市内の歴史文化遺産の活用を図る一環として、枚方観光ボランティアガイドとも連携を密にする必要があります。

(2) 歴史文化遺産に対する防災意識の啓発活動

昭和30年(1955)、文化財を火災などの災害から守るために、法隆寺の金堂壁画が焼損した1月26日を「文化財防火デー」と定め、以来、文化庁と消防庁が連携・協力して全国各地で消火訓練などの文化財防火運動が展開されています。

実施に当たって、文化庁は「文化財防火デー」の実施について都道府県を通じて通知し、本市もこの通知に基づいて文化財の防火設備点検と消防訓練を実施しており、実施後は文化庁へ実施状況を報告しています。

消防訓練は所有者・地元消防団・消防署・枚方市教育委員会、防火設備点検は大阪ガス・関西電力・消防署・枚方市教育委員会が連携して実施しています。

4 保存と活用を具体化するためのネットワークの構築

(1) 歴史文化遺産のネットワーク化

市域に点在する歴史文化遺産について、これまでは各々単独で周知あるいは整備してきました。しかし、市民により判りやすく、より有効に保存・活用を図っていくためには、地域性や時代等によるまとまりを踏まえ、テーマ性を持たせた圏域を幾つか設定し、歴史文化遺産をネットワーク化することが必要です。

(2) 文化財等の整理・研究、保管・管理システムの強化

高度経済成長期以降、土木工事等に伴う発掘調査等の件数がおびただしい数に上り、整理等の作業や発掘調査報告書の刊行が完了していない発掘調査及び出土遺物が多数存在します。また、民家や納屋の建替等を機に寄贈を受けて収集した農具や大型の民具といった民俗文化財についても、整理及び保管場所が課題となっています。

今後は、発掘現場の作業以外に、整理等の作業と発掘調査報告書の作成を最重点に進めます。あわせて、埋蔵文化財(出土遺物等)や民俗文化財等の保管・管理の効率化を進め、旧田中家鋳物民俗資料館、蹉跎東文化財収蔵庫、旧山田図書館、高陵小学校、山田東小学校、旧村野中学校及び元山田幼稚園の7か所に分散して保管していた出土遺物等を、枚方西高等学校跡の伊加賀スポーツセンター内倉庫棟に集中管理できるように順次取り組んでいます。

また、文化財の公開を機動的に行うためには、保管・管理システムの構築が求められています。発掘調査の状況・成果を記録した図面類、写真・スライドによる記録類のデジタル化とデータベース化を順次進めていきます。さらに、古文書等の歴史資料のデジタル化や民俗文化財のデータベース化も必要です。

(3) 埋蔵文化財センターと市域を越えたネットワークの整備

本市には、田口山遺跡、百済寺跡、枚方宿遺跡を初め、旧石器時代から江戸時代以降に至るまで数多くの遺跡が分布しています。遺跡や出土遺物は、私たちの地域の歴史や文化を知る上で、欠くことのできない貴重な歴史文化遺産です。これらを後世に伝えるとともに、その成果を教育・学術および文化の発展に活用するため、出土遺物等を円滑に整理・記録する中核施設として、各地で埋蔵文化財センターが設置されており、本市でも課題となっています。

一つの選択肢として「輝きプラザきらら」内に整備することが考えられます。現在、輝きプラザきららの3・4階には教育委員会事務局が入居していますが、将来、市庁舎と分館・分室等の事務スペースの再配置により生み出されるスペースを有効活用し、本市の埋蔵文化財に関する調査研究の拠点としての機能を備えた埋蔵文化財センターの整備を検討していきます。また、隣接する牧野車塚古墳のガイダンス機能を含め、出土遺物を中心に歴史系の常設展示・企画展示が可能な施設として充実させることにより、出土遺物のより一層の活用を図ることができます。さらに、小中学校等の教材用として活用できる文化財等の管理を行い、出張展示や貸与など学校教育との連携を働きかけます。

一方、整理・研究、保存・管理、公開・活用の面で、市域を越えた連携体制の構築に取り組んでいます。平成26年度には枚方宿鍵屋資料館と淀川資料館で合同企画展「明治18年の淀川洪水」を開催するなど、連携体制の強化を図っています。また、市域外の八幡市ふるさと学習館や交野市立歴史民俗資料展示室等は、本市と歴史上深い関係にあり、資料館等の連携体制を構築することは、保存・活用を進める上で有効な手段です。

(4) 推進組織の確立と人材の確保

今後のまちづくりを進めるにあたって、文化財行政、すなわち歴史文化遺産の保存と活用は重要な役割を果たすため、本市の文化財行政等を所管する部署として平成20年4月1日付で教育委員会内に文化財課を設置しました。これまで、開発等に伴う発掘調査等に追われてきた経過から埋蔵文化財を専門とする職員は配置していますが、今後、文化財行政や歴史文化遺産の整備事業を着実に推進するためには、埋蔵文化財だけでなく民俗文化財や工芸品等の取扱いにあたる職員の体制を確立することが必要です。

(5) 公益財団法人枚方市文化財研究調査会との連携

公益財団法人枚方市文化財研究調査会は、文化財の調査研究と普及活動を行い、市民の文化活動等の振興を図ることを目的とした市内唯一の文化財関係の公益法人であり、文化財研究調査会と連携することによって、文化財行政や歴史文化遺産の保存と活用を推進しています。今後は、現在までに文化財研究調査会が行った発掘調査の整理等の作業や発掘調査報告書の刊行に重点的に取り組む必要があります。

第3章 枚方市の歴史文化遺産の概要

地域別の歴史文化遺産

歴史文化遺産の保存と活用（特に、歴史学習・文化的活動の拠点づくり、市民の憩いの場づくり、文化的観光資源としての活用などのまちづくり）を効果的に進めるために、歴史的・地理的・社会的条件等をもとに、本市の総合計画や都市計画マスタープラン等の基本的な計画を踏まえて、市内を北部・中部・中東部・中南部・南西部・南部・東部の7地域に分け、その地域に所在する歴史文化遺産を整理しています。もちろん、河川や国道などで区切った地区割が地域の歴史性と必ずしも重ならないので、歴史的な地域性を優先し、都市計画の区画地域とは異にした歴史文化遺産もあります。

「表5 地域別の主な歴史文化遺産一覧」

地域	主な歴史文化遺産
北部地域 (要衝の地 楠葉)	①交野天神社及び末社八幡神社、②継体天皇樟葉宮跡伝承地、③鏡伝池、④史跡楠葉台場跡、⑤二ノ宮神社、⑥洞ヶ峠、⑦楠葉フンド
中部地域 (渡来人の活躍と平安文学)	⑧特別史跡百済寺跡、⑨*九頭神廃寺、⑩史跡牧野車塚古墳、⑪渚院跡、⑫*片埜神社、⑬*関西医科大学の天井画
中東部地域 (旗本久貝家と正俊寺)	⑭正俊寺、⑮伝王仁墓、⑯旧田中家鋳物民俗資料館、⑰田口山遺跡
中南部地域 (素麺の里)	⑱春日神社(津田)、⑲春日の環濠集落・春日の三軒門・春日神社(春日)・大聖寺、⑳春日神社(野)㉑東高野街道と出屋敷
東部地域 (里山といにしへの信仰)	㉒三之宮神社、㉓巖島神社と㉔尊延寺、㉕深尾才次郎と「大塩中斎遺跡」の碑
南西部地域 (枚方寺内と枚方宿)	㉖枚方宿鍵屋資料館、㉗旧山口三治郎家住宅、㉘枚方宿本陣跡、㉙万年寺山御茶屋御殿跡展望広場、㉚寺内町出口
南部地域 (あくがれし天の河原)	㉛天野川、㉜*史跡禁野車塚古墳、㉝中山観音寺跡、㉞東高野街道と本尊掛松、㉟以楽公園

*印は都市計画マスタープランの地域割と異なる地域で括った歴史文化遺産



[図3 地域別の主な歴史文化遺産]

1 北部地域の歴史文化遺産「要衝の地 楠葉」

楠葉の御牧の土器造り土器は造れど娘の貌ぞよきあな美しやな、あれを三車の四車の愛行輦に打ち乗せて受領の北の方と言はせばや（梁塵秘抄）

（1）北部地域の概況

楠葉は、水陸交通の要衝として古くから知られていました。『日本書紀』には「くずは」の地名のいわれのほか、楠葉渡し、継体天皇樟葉宮などが記載されています。また、良質の土に恵まれていたので、6世紀末に建てられた四天王寺（大阪市天王寺区）には、楠葉で焼かれた瓦が使われていたことが、楠葉平野山瓦窯跡の発掘調査で明らかになっています。

商工業が発達すると、楠葉は有名な土器の産地になりました。土器とは、粘土を手でこねて造り、うわぐすりを用いず焼き上げた素焼きの器のことで、皿・土鍋・椀などが生産されました。大小の皿は宮中にも納められ、京都の貴族たちが好んで求める名産品として知られました。冒頭の歌は、平安時代末期のはやり歌を集めた『梁塵秘抄』に収録されていて、楠葉の土器造りの娘の美しさを歌った明るい歌謡として知られています。楠葉牧の土器造りは、その一族から受領（国司）の正室が出ても不思議でないような富と身分を持った長者と見られていたのです。

また、牛馬は古くから飼われていましたが、平安時代になると公的な牧のほか、撰関家などの私有の牧もできてきました。楠葉の御牧は撰関家藤原氏の牧でした。

幕末には、京都警衛を目的に大砲を備える楠葉台場が設けられました。台場は、京街道を引き込んで関門の機能を併せ持っていました。

以下、この地域における重要な歴史文化遺産を挙げます。

（2）交野天神社及び末社八幡神社

<概要>

交野天神社の縁起では、延暦6年(787)、桓武天皇が長岡京の南郊の地を選び、郊祀壇を設けて、父である光仁天皇を天神として祀ったのが、交野天神社の起源としています。本殿は、一間社流造、檜皮葺で、嘉禎4年(1238)・応永9年(1402)・嘉吉2年(1442)の3枚の棟札が残っていますが、嘉吉2年は屋根の葺替のみで、現在の社殿は応永9年の建築です。全体の外観は雄大な手法で鎌倉時代の様式を残し、臺股等の彫刻は繊細で美しいものが多く、室町時代初期の特色を備えています。

末社八幡神社本殿は、様式・手法等から応永9年をさほど降らない時期の建立とされており、小規模で簡素な造りになっています。構造や形状は、交野天神社に等しく、向拝の臺股や欄間の透彫に見るべきものがあります。両本殿とも大正6年(1917)に国の特別保護建造物に指定された後、昭和25年(1950)に重要文化財に指定されました。

<現状>

交野天神社本殿及び末社八幡神社本殿は、経年の傷みにより、檜皮葺屋根が欠損して野地板が露出し、また、長年の雨水の跳ね返りなどで木部が多数腐食し、漆喰壁も剥落している状況であ

ったので、平成15年～17年(2003～2005)にかけて保存修理が行われました。

(3) 継体天皇樟葉宮跡伝承地

<概要>

『日本書紀』は、越前三国にいた男大迹^{お おどのおおきみ}王が樟葉で即位して継体天皇となり、5年にわたり宮を営んだと記しています。樟葉宮跡の位置は明らかではありませんが、交野天神社の社叢に囲まれた末社貴船神社の鎮座する小丘付近が仮の推定地とされています。昭和46年に府の史跡に指定されました。

貴船神社は雨乞いの神様で、旱天の時、雨乞いの祈りをすると、慈雨が降ったとのいわれがあります。社殿の建立年代は不明ですが、一間社流造、檜皮葺で、面取角柱の面の大きさ、木鼻^{きばな}の絵様線形、連三斗、優雅な曲線の高欄、猪目懸魚等から桃山時代に遡る遺構と見られています。平成16年に市の有形文化財に指定しました。

<現状>

付近一帯の原生林は、「樟葉宮跡の杜」として枚方八景にも選ばれており、古代を偲ぶ雰囲気を醸し出しています。

貴船神社は、経年による傷みがひどく、檜皮葺屋根の大半が腐食し、トタン板で補修している状態でした。また、木部の腐食も進行し、漆喰壁も剥落が激しく、当初の形態を大きく損なっていたため、平成18年度に屋根の葺替や柱の補修が行われました。

(4) 鏡伝池

<概要>

鏡伝池は、文永2年(1265)成立の『続古今和歌集』^{しよくこきんわかしゅう}で一条実経^{いちじょうさねつね}(1223～84)が「くもらじな真澄の鏡影そふる樟葉の宮の春の夜の月」と詠んだ池に比定されています。この歌には「日本紀を見侍りて継体天皇を」という詞書^{ことばがき}が付いています。

<現状>

昭和62年、この鏡伝池を中心に「市民の森」が整備されました。市民の森は、花の森やせせらぎの森など8つのゾーンを園路や橋で結んだユニークな緑地で、市民の憩いの場になっています。

(5) 史跡楠葉台場跡

<概要>

河内国の北端にあたる楠葉中之芝には、行基が建立した四十九院の一つである久修園院があります。久修園院中興の祖、宗覚^{そうがく}律師は、宗教だけでなく、天文・地理・絵画・工芸とその活動は多方面にわたっています。

慶応元年(1865)、幕府は、大砲を備える楠葉台場を設けました。久修園院の南西方に土塁が残っていましたが、明治末期の京阪電車の敷設に伴い、土砂は運び去られました。

幕末期、各地に砲台場が設置されましたが、そのほとんどは海岸でした。しかし、「楠葉台場跡」は、国内で唯一残存している河川台場跡です。また、軍事施設としての台場に、一般の通行人をも通す関門という機能を付随させた極めて特異な施設であり、幕末史研究に新たな視点を提示するものとしても注目されています。平成23年2月7日に国の史跡に指定されました。

<現 状>

楠葉台場跡の楠葉中之芝2丁目は、久修園院の前に田畑が広がり、京阪電車の車窓から田園風景を望むことができる枚方市内で数少ない場所でした。現在、楠葉台場跡を含む約9haの区域において実施されている土地区画整理事業の中で暫定的に整備されています。

(6) ニノ宮神社

<概 要>

豊臣秀頼は大坂城鬼門鎮護の神社として崇敬し、慶長8年(1603)片桐且元かたぎりかつもとを奉行として本殿・摂社などを修理させました。このときの棟札が今も当社に伝えられています。

江戸時代初期までは船橋・養父・宇山3村の鎮守社であったのが、養父・宇山村とも村内に産土神を勧請して分離したので、江戸時代後期には船橋村のみの鎮守社となりました。

18世紀後半に祠官をつとめた井上桐亭とうてい きんきょう・金橋父子は詩歌にすぐれ、坂村の岡田本房ほんぼう・三浦蘭らん阪らと文人サロンを形成しました。彼らが当社へ奉納した和歌も多数残されています。

<現 状>

かつて船橋地区は田畑が広がり、鎮守の杜はどこからも望むことができました。昭和40年代以降、宅地造成が進み、今では住宅地の中に埋もれてしまっていますが、鎮守の杜として貴重な緑の空間になっています。

(7) 洞ヶ峠

<概 要>

洞ヶ峠ほらがとうげは、東高野街道の山城と河内の国境にあり、地理的には京を遠望し、河内平野を控えるため交通・戦略上の要地として重要視され、南北朝時代にはしばしば戦乱が繰り返されました。

天正10年(1582)、本能寺の変の後、明智光秀が羽柴秀吉と山崎の合戦で対峙した折、光秀に助勢を乞われた大和郡山城主の筒井順慶つついじゅんけいがこの峠まで出陣し、戦況の有利な方に味方をしようと「日和見」したとの伝説があるため、日和見することを「洞ヶ峠を決め込む」と表現され、広く知られるようになりました。しかし、これは史実ではなく、順慶は郡山城から一步も外に出ていませんでした。

<現 況>

昭和41年、国道1号の枚方バイパス(枚方市中振一京都市伏見区鳥羽間)が開通しましたが、東高野街道に沿って通ることになりました。現在は自動車が頻繁に通る、昔日の面影はありません。

(8) 楠葉ワンド

明治以降の淀川治水工事の際、岸から川に向かって垂直に水制と呼ばれる河川構造物が設置されました。洪水の時、流水の勢いを弱め、護岸の役割を果たしました。この水制に囲まれたところに土砂がたまり、人工的なワンド(湾処)ができ、水際を好む植生が繁茂し、国の天然記念物であるイタセンパラが生息しています。

2 中部地域の歴史文化遺産「渡来人の活躍と平安文学」

世の中にたえて桜のなかりせば春の心はのどけからまし（在原業平 伊勢物語・古今和歌集）

（1）中部地域の概況

この圏域は、標高20～50mの交野台地に含まれ、枚方の成り立ちを支えている、いわば「枚方の背骨」です。この台地には、古くから人々が生活を営んでいました。現在の枚方市から交野市を包含する低台地にはうっそうたる森林が広がり、「交野ヶ原かたのがはら」と呼ばれていました。

4世紀には、禁野車塚古墳、牧野車塚古墳などの大型古墳が造営されました。5世紀から6世紀にかけて朝鮮半島から渡来人がやってきて、河内湖の周辺に定住しました。

7世紀後半、豪族の手によって創建された九頭神麿寺くずがみでは、発掘調査によって地方寺院の正倉院そうえんいんといわれる「倉垣院」跡などが発見され、古代寺院のイメージを髣髴させます。

奈良時代の後半から平安時代にかけて、朝鮮半島の戦乱で滅亡した百済の王族の子孫である百済王くだらのこにきし氏は、天皇家と関係が極めて近い上流貴族でした。陸奥の国司に任ぜられた百済王敬福きょうふくが、同国で発見された黄金900両を東大寺の大仏造立のために献上したところ、朝野をあげて喜ばれました。8世紀後半には百済王氏一族は河内國中宮に移り住み、百済寺くだらでらを建立したと考えられています。

平安時代に入って9世紀後半、文徳天皇の第一皇子惟喬親王これたかは、交野ヶ原なぎさのいんに渚院という別荘を営みました。鷹狩りや花見などのために在原業平ら歌人としてしばしば訪れ、数々の名歌が生まれました。冒頭の歌はその代表的なものであり、返歌も『伊勢物語』に記されています。

散ればこそいとゞ桜はめでたけれうき世になにか久しかるべき（伊勢物語）

また、10世紀には、紀貫之きのつらゆきが土佐国から淀川を船で溯って帰京する際、渚院を遠くから眺め、昔を偲んで詠んだ歌が『土左日記』とさのにきに見られます。

ちよへたるまつにはあれどいにしへのこえのさむさはかはらざりけり（紀貫之 土左日記）

このように中部地域は、古来より人々が生活を営み、有力豪族が古墳を造営し、渡来人が活躍して枚方の成立の土台となった地域であるとともに、桜の名所として平安歌人たちの優美な歌が詠まれた文学の地でもありました。

以下、中部地域における重要な歴史文化遺産を挙げます。

（2）特別史跡百済寺跡

<概要>

百済寺跡くだらでらあとは奈良時代後半に百済王氏によって造営されたと考えられている寺院の跡です。統一新羅ブルグクサ カムンサの仏国寺や感恩寺によく似た双塔式の伽藍配置が認められ、また、主要堂塔跡の基壇が良好

に残っており、百済王氏の歴史的背景ともあいまって、古代の日本と朝鮮半島の緊密な結びつきを象徴する極めて重要な史跡です。昭和16年(1941)に国の史跡に指定され、昭和27年に特別史跡に昇格しました。

<現 状>

昭和40～41年、史跡整備に伴い大阪府教育委員会が発掘調査を実施して主要堂塔の基壇を復原し、緑陰形成を中心に修景整備工事を実施、史跡公園としました。

また、昭和45年に文化財収蔵庫（鉄筋コンクリート造平屋建、展示室・収蔵室）を建設しました。史跡指定地の面積は20,074.48㎡です。

前回の整備から40年以上が経過し、各所で損壊変形、表土流出等が著しいため、再整備に向けて発掘調査を実施するとともに、平成17年5月、特別史跡百済寺跡再整備検討委員協議会を発足させ整備方針を検討しており、平成23年度に特別史跡百済寺跡再整備基本構想を策定し、25年度には再整備基本計画・基本設計を終えました。

(3) 九頭神麁寺

<概 要>

九頭神麁寺は、穂谷川右岸の台地上に広がる九頭神遺跡の中核に位置づけられ、発掘調査の成果が全国的な注目を集めています。とりわけ寺院の経営にかかわる施設（「倉垣院」^{そうえんいん}「政所院」^{まんどころいん}）と推定）の発見が重要視されており、それらを含めた寺院地は約140m四方を測ります。飛鳥時代後期（7世紀後半）の創建と考えられ、北河内最古の寺院の一つとして古代枚方はもとより、古代日本の寺院経営を知る上で極めて重要な史跡です。

<現 状>

大阪府宮枚方牧野住宅内の道路整備に伴う発掘調査により、重要な遺構の発見が相次ぎ、平成19年4月、市の史跡に指定しました。史跡用地については、平成20年度に倉垣院跡地及び寺域北西コーナー部分の2分の1を府から取得し、残りは平成23年度に開発提供公園として提供を受け、九頭神麁寺史跡公園として整備しました。

なお、寺院本体の遺構では、瓦積みの塔基壇が見つかっています。

(4) 史跡牧野車塚古墳

<概 要>

牧野車塚古墳は、交野台地の北縁に営まれた全長107.5mを測る前方後円墳で、外堤を含めると北河内最大の規模を誇ります。築造当時の姿をよくとどめていることなどから、大正11年(1922)に国の史跡に指定されました。防災公園整備事業に先立って実施された発掘調査により、築造年代は4世紀中頃まで遡ることが明らかとなりました。

築造当初は円筒埴輪が立ち並ぶ古墳であったことが、発掘成果や文献資料からうかがえます。

<現 状>

防災公園整備事業地に牧野車塚古墳が取り込まれたことで、墳丘の緑陰が公園を訪れる市民のオアシスになってはいるものの、歴史文化遺産の保存という史跡指定本来の趣旨・目的からは課題もあります。小倉財産区の所有地（古墳本体部8,019㎡）を除くと、史跡指定地の公有化も完了

し、古墳整備の条件はほぼ整っています。

(5) 渚院跡

<概要>

渚院は、惟喬親王が渚に営んだ別荘で、『伊勢物語』や『土左日記』等に登場する桜の名所としても有名です。現在は、渚院跡に建立されたという観音寺の鐘楼と梵鐘が残っています。

<現状>

平成8年、廃渚院観音寺鐘楼・梵鐘を市の有形文化財に指定しました。平成11年には在原業平の「世の中にたえて桜のなかりせば春の心はのどけからまし」の歌碑が建立され、平成14年度は渚院跡石碑復原事業として、碑文を翻刻した石碑を建立しました。平成18年度には、鐘楼の瓦葺屋根の葺替と木部の補修工事が竣工しました。

(6) 片埜神社

<概要>

慶長7年(1602)、豊臣秀頼は片桐且元に命じて社殿を再興しました。三間社流造・檜皮葺の本殿は、極彩色の彫刻など桃山時代の特徴をよく残しています。大正6年(1917)に国の特別保護建造物に指定された後、昭和25年には重要文化財に指定されました。昭和49年、檜皮葺屋根・塗装等の修理工事が行われました。

<現状>

平成16年の台風の影響で、檜皮葺屋根の前面部が広範囲にめくれ上がり、雨漏りが生じ、杉皮で仮葺をしていました。また、経年の傷みにより屋根全体も劣化しており、木部塗装の退色・剥落も著しいため、平成21～23年度にかけて檜皮葺屋根の葺替と彩色塗装などの保存修理工事が実施され、朱漆塗に極彩色の壮麗な社殿がよみがえりました。

(7) 関西医科大学の天井画

<概要>

関西医科大学の大講堂に、大阪最大の貴重な天井画が存在しています。

明治21年(1888)に、府立大阪博物場(現大阪市中央区本町橋)内に、大阪初の美術館が建てられました。その天井画は、縦15m×横6mの楕円形に描かれた巨大な「双龍鳳凰」と、それを取り囲むように配された四神・十二支などの22面で構成されています。上田耕冲こうちゅうを初め、当時の大阪画壇を代表する画家が集結して製作した傑作で、その壮麗さは多くの人々を魅了しました。

昭和13年に大阪女子高等医学専門学校(現・関西医科大学教養部 枚方市宇山東町)が譲り受けました。

<現状>

建物は校舎として学生の利用に供されています。移設後、70年以上経過しており、所々、剥落しかかっている箇所が見られます。

3 中東部地域の歴史文化遺産「旗本久貝家と正俊寺」

難波津に咲くやこの花冬ごもり今は春べと咲くやこの花（王仁 古今和歌集）

（1）中東部地域の概況

長尾・藤阪地区は、生駒山地が北に延びた丘陵地と穂谷川支流の八田川による扇状地に位置しており、古くから開発されてきました。江戸時代には旗本久貝家が領主となり、戦国期に荒廃した長尾村を再開発しました。久貝家にまつわる歴史文化遺産としては、久貝家の菩提寺である正俊寺や久貝家が勧請した菅原神社などがあります。

昭和57年(1982)には、藤阪天神町に旧田中家鋳物民俗資料館が開館しました。鋳物や鋳物師に関する資料や民俗資料の展示施設というだけでなく、この地域の歴史文化遺産の拠点となる施設です。以下、この地域における重要な歴史文化遺産を挙げます。

（2）旗本久貝家と正俊寺

<概要>

初代大坂町奉行を務めた久貝因幡守正俊は、交野郡内に知行地を与えられ、荒廃していた長尾村の再開発に着手しましたが、志半ばで病没しました。慶安2年(1649)、正世は亡父を弔うため、当地に久貝家菩提寺を建立し、同家知行地となった讚良郡中野村（現四條畷市中野）正法寺の釈迦如来座像と石造十三重塔を移しました。寺号は、父親の名を冠して、長尾山正俊寺と命名しました。本堂左手にある花崗岩製の十三重塔は高さ4.3mで、嘉暦2年(1327)の紀年銘が刻まれています。上部相輪の宝珠・請花は失われているものの、鎌倉時代の造立当初の姿をよくとどめており、昭和45年に府の有形文化財に指定されました。

境内には、本堂前に久貝家墓所、住職墓域に細谷善兵衛の墓石があります。細谷善兵衛は、長尾村の再開発に尽力し、久貝家長尾陣屋の代官を務めた人物です。

<現状>

旗本久貝家にかかわる遺跡は、正俊寺や菅原神社などの社寺のみで、長尾陣屋などは既に失われています。今後、久貝正俊を初め各領主の事跡を追跡するとともに、長尾での関連史跡の調査が求められています。なお、久貝正俊の墓とされる遺構は中宮にもあります。

（3）伝王仁墓

<概要>

京都の儒者並河誠所は藤坂の「オニ墓」と呼ばれる自然石を、王仁墓の訛ったものとして『五畿内志』で紹介しました。以来、寛保元年(1741)発行の『夏山雑談』を初め、地誌・名所図会などに引用され、王仁墓は広く知られるようになりました。大阪府は、昭和13年に大阪府顕彰規則による史跡に、平成5年(1993)に文化財保護条例による史跡に指定しました。

<現状>

大阪府は、平成4年に休憩所・便所を整備するとともに、高木の剪定やフェンスの補修など環境整備を行っています。また、地元有志が清掃など日常管理を行い、良好な環境が保たれていま

す。平成19年には瓦葺の百済門が、韓国文化親善協会など日韓両国の有志によって建立されました。

(4) 旧田中家鋳物民俗資料館

<概要>

枚方上之町の田中家は、代々、梵鐘や鍋釜、農具などの鋳造を生業としてきた旧家で、昭和40年代に廃業しました。鋳物工場は昭和48年、主屋は昭和50年に府の有形文化財に指定されました。田中家から寄贈を受けたこの工場と主屋を藤阪天神町に移築復原し、昭和59年に旧田中家鋳物民俗資料館として公開しました。また、敷地内には田口山遺跡で検出された住居跡をモデルにした竪穴住居を復原しています。

<現状>

平成19年度に、国のまちづくり交付金事業として、管理棟の改修工事及び同棟内に簡易な鋳造等を体験できる工房施設の整備工事を行い、平成20年7月体験工房を開設しました。合わせて資料館展示パネル等の改修を行い、展示内容を更新しました。体験工房においては、簡易な鋳造・七宝・彫金など工芸の製作に関する体験教室を開催するとともに、施設及び設備を工芸の自主製作活動の場に供しています。

(5) 田口山遺跡

<概要>

田口山遺跡は弥生時代中期後半に成立した高地性集落で、明治時代に磨製石剣が出土したほか、昭和13年に発掘調査され、竪穴住居跡から土器・石器が共伴して出土しました。弥生時代の住居跡は、大阪府内ではきわめて早い時期の発見です。昭和18年に大阪府顕彰規則による史跡に、平成25年に大阪府文化財保護条例による史跡に指定されました。この周辺では、何度も発掘調査され、これまで40棟以上の竪穴住居跡や土器棺墓群が見つかっています。

<現状>

昭和18年の指定の契機となった発掘調査地の詳細な資料が残っていないので、当該指定地との関係を確認するため、平成22～24年度に遺構の再確認を目的とした確認調査を実施し、数棟の竪穴住居跡を確認しました。

4 中南部地域の歴史文化遺産「素麺の里」

交野名物河内の系は雪の肌よりなほ白い（そうめん唄）

(1) 中南部地域の概況

中南部地域は、津田山の西麓で、穂谷川の扇状地に位置します。江戸時代には津田・春日・野の3村落があり、近年まで田園風景が広がる地域でした。農家の副業として、素麺づくりが行われ、津田の地場産業となりました。

J R津田駅の北方に「山下翁頌徳碑」が立っています。山下翁とは、山下政右衛門(1832～1907)のことで、幕末に百姓総代を務め、河内素麺の興隆のほか、地蔵池の築造など津田の発展に尽力した人です。政右衛門の先祖は大和三輪で製麺法を学び、津田一带に素麺づくりを広めました。これが河内素麺業の発祥であると伝えられています。

明治に入って河内素麺製造組合をつくり、製造期間を限り、原料を精選して良質の製品を出荷するようになってから、上級品として近畿一円に販売されました。しかし、戦後、都市化や環境の変化に伴って次第に衰退し、今では津田での素麺づくりはなくなりました。

(2) 春日神社 (津田)

<概要>

津田の春日神社は、春日四神（天児屋根命・比売大神・武甕槌命・経津主命）を祀っていますが、創立年代は明らかではありません。『津田史』によると、中世に三之宮神社の内宮として祀られたと伝えられているとあり、中世以来の祭祀組織である宮座が今に残っています。

現在の本社本殿は、明和3年(1766)の奈良春日大社本殿の造替に際して廃された社殿を移して建立された、いわゆる「春日移し」の社殿です。一間社春日造、檜皮葺で、保存状態のよい貴重な遺構です。

また、末社若宮八幡宮本殿は、桁行3間、梁間1間の前面に1間の庇をつけた三間社流造、檜皮葺で、これも奈良春日大社末社三十八所神社本殿を移した「三十八所移し」と呼ばれる遺構です。「三十八所移し」は、全国でも8棟を数えるにすぎず、大阪府内では唯一の遺構です。

<現状>

両社とも平成21年(2009)に塗替を行い、かつての荘厳な佇まいを今に伝えています。平成23年に春日神社本殿と春日神社末社若宮八幡宮本殿を、市の有形文化財に指定しました。

春日神社の秋祭りは、俗に「提灯祭り」ともいわれ、6つの町内から1個ずつ神前に大提灯を出すことから名付けられたもので、南北の参道にはヤグラ提灯を出しました。また、12の宮座からは、昔ながらの神饌が供えられます。

(3) 春日の環濠集落

<概要>

春日は、中世末期に津田山麓にあった畠田村の住民が移住してできた村といわれています。平地の真ん中にあるため、村落の周りを濠で囲んだ環濠集落として発達し、今でも集落を歩くと幅の広い水路が残っていて、当時の様子が偲ばれます。川から離れた春日にとって、水の確保は死活問題であり、濠は村落を外敵から守るだけでなく、灌漑用水としても使われてきました。水を逃さないようにするための人工のため池も多く見られます。

<現状>

近年、宅地化が進み、地域の成り立ちである環濠集落の景観を目にすることは難しくなりました。しかし、その名残りは随所に見え隠れしています。現状での調査を含め、記録を残しておくことが課題となっています。

(4) 春日の三軒門

<概要>

春日の村の中に、道を遮るように、扉のない門が建っています。浪人が出沒した幕末期に、道を挟んだ3軒が防犯のため建てたものです。毎晩かんぬき門を掛けるはずだったのですが、実際はほとんど掛けなかったといわれています。鳥羽伏見の戦いのときは、さすがに門を掛けたとのことで、戦いの影響が春日周辺まで及んでいたと考えられます。

<現 状>

春日だけでなく、枚方の特異な建築物として、どのように保存するかが課題となっています。

(5) 大聖寺

<概要>

大聖寺は融通念仏宗の寺院で、寺伝によると、文禄3年(1594)に宗円上人そうえんによって開かれたとされています。もともとは浄土宗でしたが、延宝年間(1673～1681)には改宗されていたようです。境内にある薬師堂は、明治初年の神仏分離のときに、春日神社(春日)の神宮寺であった正樂寺しょうらくじが廃寺となったために移されたもので、古くは観音堂と呼ばれていました。

<現 状>

薬師堂内にあるくうでんかたずし宮殿形厨子は安土桃山時代の作とされるものです。「宮殿形厨子」とは仏像を安置し納める扉つきの仏具の一つで、実際の社寺建築と同じ技術で作られています。この厨子は、平成9年に市の有形文化財に指定しました。

(6) 東高野街道と出屋敷

<概要>

空海が建立した東寺と高野山とを結んでいたのが東高野街道です。東高野街道は、鳥羽から淀・八幡・洞ヶ峠を越えて河内に入り、出屋敷・茄子作を通過して、四條畷・八尾・富田林と南へ進み、河内長野で西高野街道と合して高野山に達します。京から高野山への参詣路として利用されるとともに、河内国を南北に貫く重要な街道でした。

東高野街道の道筋の大部分は現在の幹線道路と重なっているため、旧道の佇まいを残すところは多くありません。しかし、田口村の枝郷である出屋敷は、東高野街道が集落内を通過しており、歴史的な景観を残しています。

<現 状>

出屋敷の街道沿いには伝統的な外観を持つ民家が点在しており、集落の南端近くには明治33年(1900)建立の東高野街道の標柱が立っています。

また、弘法大師の伝説を持つ井戸の跡も残されています。

5 東部地域の歴史文化遺産「里山といにしえの信仰」

雨たんと、降りやいな、百に米一斗五升（雨乞い神事）

（1）東部地域の概況

穂谷・尊延寺・杉の3集落は明治22年(1889)に合併し、以後、半世紀にわたって「氷室村」として行政を行ってきました。氷室とは、冬に池から切り取った天然の氷を貯えた施設で、天長8年(831)、河内国に3か所の氷室が置かれたとき、尊延寺と杉付近に置かれたという説もありますが、明らかではありません。

この地域には、歴史文化遺産として、三之宮神社、巖島神社や尊延寺、来雲寺など古くからの社寺があり、また、里山には棚田が残り、動物や野鳥も多く生息しているほか、多様な植生がみられます。豊かな自然環境に囲まれた、この地域の重要な歴史文化遺産を挙げます。

（2）三之宮神社

<概要>

三之宮神社には本殿背後に「屋形石」と呼ぶ屋根の形をした二つの巨石があり、信仰の対象となっていました。自然石を「カミ」の依り代として祀る、古代の磐座信仰の名残りをとどめています。鎌倉時代には、津田郷を支配した豪族中原氏がたびたび願主となって、再興・修復を行いました。

三之宮神社は雨乞いの神社として崇敬が厚く、境内に千燈を掲げ大般若経を転読して祈願するのが常でした。降雨があれば住吉踊りを奉納し、御礼の燈籠を寄進しました。境内に現存する燈籠は、ほとんどが雨乞いの返礼に寄進されたものです。

<現状>

江戸時代前期に建築された本殿は市内では珍しい二間社流造でしたが、平成4年(1992)に建て替えられました。

また、湯立神事に使用されたとされる三脚付の湯釜は永禄元年(1558)の銘を持ち、平成10年に市の民俗文化財に指定しました。錆やひび割れなどの劣化が顕著に見られたため、平成23年に保存科学処理と欠損部の復原が施されました。

（3）巖島神社と尊延寺

<概要>

巖島神社の本殿は一間社春日造で、文久3年(1863)に奈良春日大社の旧社殿を移築した「春日移し」の社殿です。また、その末社である春日神社本殿は、一間社流造の檜皮葺、室町時代中期に遡る遺構で、昭和53年(1978)に重要文化財に指定されました。

尊延寺の開基は明らかではありませんが、古刹であることは間違いなく、不動明王立像は、12世紀前半(平安時代後期)の制作と考えられ、また、文永10年(1273)に津田郷の領主中原宗包が奉納した「大般若経」も今に伝わっています。

<現 状>

巖島神社末社春日神社本殿は、平成6年に解体修理されて彩色鮮やかに甍り、創建当時の姿を偲ばせます。

また、尊延寺不動堂内に安置されている等身大の不動明王像を初めとする^{ごだいみょうおう}五大明王像と地藏菩薩立像は、後世の補修がみられるものの、多くは平安時代後期の作で、平成16年に市の有形文化財に指定しました。また、「大般若経」は、全600帖のうち598帖が残存しており、同年に市の有形文化財に指定しました。さらに平成21年、「大般若経」を収納していた「唐櫃」^{からびつ}を追加指定しました。

(4) 深尾才次郎と「大塩中斎遺跡」の碑

<概 要>

尊延寺村の深尾才次郎は、大塩平八郎が開いた^{せんしんどうじゅく}洗心洞塾で学び、平八郎に師事していました。天保8年(1837)、平八郎が救民の旗を掲げて武装蜂起したとき、これに加勢するため村人を引き連れて大坂へ向かいました。しかし、大塩勢は既に敗走していたので、才次郎は能登まで逃げ延び、その地で自害しました。同道した尊延寺の村人は、翌日帰村しましたが、処罰されました。

<現 状>

尊延寺地区の深尾治兵衛家の屋敷跡には「大塩中斎遺跡」の碑があります。

6 南西部地域の歴史文化遺産「枚方寺内と枚方宿」

ここは枚方鍵屋の浦よ、綱も碇も手につかぬ、鍵屋浦には碇がいらぬ、三味や太鼓で船止める(淀川三十石船唄)

(1) 南西部地域の概況

室町時代に浄土真宗などの寺院、道場(御坊)を中心に形成された自治集落のことを寺内町^{じないまち}といい、濠や土塁で囲むなど防禦的性格を持ち、信者、商工業者などが集住しました。枚方地域にも、淀川を控え、枚方丘陵の北端に造られた枚方御坊を中心に寺内町が形成されました。

永禄2年(1559)、枚方御坊に蓮如第27子^{じつじゅう}の実従^{じゆんこうじ}が入り、御坊を順興寺と改めました。その後、濠や土居などを初め、寺内町の整備が進んだようです。実従の日記「私心記」^{ししんき}には、日常物資を扱ったとみられる「油屋」、「紺屋」、「味噌屋」や、金融関係とみられる「十一屋」、「日銭屋」などの屋号が記載されています。

京街道は、京と大坂を結ぶ街道で、伏見から分かれて東海道とも接続していました。宿とは、このような幹線道路に設けられ、公用人馬の提供を義務づけられた駅のことをいいます。人や荷物を次の宿駅まで輸送するのが宿の任務ですが、宿の人馬だけでは不足しがちだったので、周辺の村々が不足分を補うことになっていました。補助人馬の提供を義務づけられた村々を助郷といい、17世紀以降、28か村が枚方宿の助郷に指定されていました。

枚方宿は、岡新町・岡・三矢・泥町の4か村で構成されていました。京街道の両側に797間(1400m余)にわたって町並が続き、18世紀末には341軒の家が建ち並んでいました。多数の旅籠や商人宿、煮売り屋などが、通行する旅人を相手に営業していました。

このような歴史的背景から「人とモノが集まる拠点」として賑わい、その後においても枚方市の玄関口として成長してきました。また、段丘崖に残る斜面緑地や万年寺山、淀川や天野川といった河川などもあり、都市機能とあわせ歴史や自然環境に恵まれた地域となっています。歴史的・文化的資産や自然環境などをネットワーク化し、観光的要素を含んだ交流・交遊空間の環境づくりや魅力的なまちづくりをめざしています。

以下、この地域における重要な歴史文化遺産を挙げます。

(2) 枚方宿鍵屋資料館

<概要>

枚方は、江戸時代、京都と大坂を結ぶ京街道の宿場町として、また、三十石船などが往来する淀川舟運の中継地として賑わいました。枚方宿の中心は、現在の三矢町あたりで、今も旧京街道沿いには当時の面影を偲ばせる町家が残っています。その代表が船宿「鍵屋」で、淀川三十石船唄にも歌われるほどの賑わいでした。

鍵屋の主屋は、文化8年(1811)の建築で、江戸時代の船宿の様式を伝える貴重な遺構です。また、別棟は昭和初期に建てられた高床式2階建て、豪壮な和風建築です。

<現状>

平成9年(1997)に市の有形文化財に指定した主屋は、平成13年に江戸時代の姿に復原し、同年7月に枚方宿鍵屋資料館として開館しました。別棟の1階展示コーナーでは、宿場に残された古文書や民具、発掘調査の出土遺物などを展示し、くらわんか舟・三十石船などの模型や映像も使って、枚方宿や淀川舟運の歴史を紹介しています。

(3) 旧山口三治郎家住宅

<概要>

枚方宿の東側、新町に旧山口三治郎家住宅がありました。棟札と裏手角屋の鬼瓦により、天明8年(1788)の建築であることが判明しています。枚方宿で建築年の明らかな最古の町家であり、かけがえのない文化財です。

<現状>

現地保存はできませんでしたが、復原に向けて建物・部材の寄付を受けました。平成2年に解体調査を実施し、部材は防蟻処理を施し、移築復原に備えて保管しています。

(4) 枚方宿本陣跡

<概要>

枚方宿の本陣は三矢村にあつて、問屋を勤めた池尻(江戸屋)善兵衛家が世襲して経営し、紀州・泉州・西国の大名などが参勤交代のときなどの休泊に利用しました。

<現 状>

明治3年(1870)に本陣は廃止されました。池尻家も枚方を離れ、明治21年(1888)には本陣跡に北河内郡役所が設置されました。現在は、淀川左岸水防事務組合事務所と三矢公園の敷地になっており、平成23年4月には三矢公園がリニューアルオープンしました。

(5) 万年寺山御茶屋御殿跡展望広場

<概 要>

御茶屋は、戦国大名などが領内を巡察、遊猟する途中休憩して茶の湯を興行する茶亭に始まり、江戸時代に大名の参勤交代時の休泊所にも使用されていました。しかし、宿駅制度が整備されるなかで民間の本陣などに休泊の機能は移っていきました。

豊臣秀吉が枚方に立ち寄ったという記録は見つかっていませんが、豊臣秀吉建立の御茶屋御殿があったという記録があり、跡地は万年寺山の一角に残っています。

<現 状>

万年寺は明治初年に廃寺になりましたが、夕暮を告げる万年寺の鐘は、江戸時代の枚方八景の一つに選ばれていました。現在、万年寺跡は梅林として整備されています。

万年寺と参道を挟んで向かい側には、平成18年3月に御茶屋御殿跡展望広場が整備され、淀川を眼下に見おろす眺望の良さが、万年寺跡の梅林とともに名所の一つになっています。枚方宿との回遊性の向上のため、万年寺山周道において石畳の整備と合わせ、淡い街灯を設置しています。

(6) 寺内町出口

<概 要>

出口は、淀川低地に広がる地域で、文明7年(1475)本願寺8世蓮如が建立した御坊を中心とする寺内町です。蓮如は御坊(のちの光善寺)を拠点に摂津・河内・和泉で布教し、3年後、山科本願寺に移りました。蓮如の死後、光善寺は戦国乱世の中で退転を余儀なくされ、旧地に復したのは慶長年間(1596~1615)のことといます。伽藍配置は、『河内名所図会』に描かれているとおり、広大な寺域に本堂・山門・脇門・鐘楼・太鼓楼・書院・庭園などの江戸時代の建築構成を残し、寺内町の核としての風格を今に伝えています。また、境内にあるさいかちの木は、マメ科の落葉高木で、幹周2.2m、樹高約12m、樹齢200~250年と推定されています。龍女が蓮如の説法により功德を得て昇天した木と伝えられ、昭和50年(1975)に府の天然記念物に指定されました。

<現 状>

京街道が元禄年間に淀川沿いに移るまで村の中を通っていたので、その風情が残っています。

蓮如が摂津・河内・和泉等での布教の拠点としたのが出口御坊であることから、平成22年に光善寺(出口御坊跡)を市の史跡に指定しました。

なお、蓮如が説教する際に座ったといわれる腰掛石や、蓮如廟所があります。さいかちの木は樹勢が衰えてきたため、良好な状態で管理ができるよう平成24~26年度に樹勢回復処置が行われました。

7 南部地域の歴史文化遺産「あくがれし天の河原」

狩り暮らしたなばたつめに宿からむ天の河原に我は来にけり（在原業平 伊勢物語・古今和歌集）

（1）南部地域の概況

この地域は、天の川にちなむ数多くの名歌に彩られています。

『伊勢物語』八十二段によれば、惟喬親王一行は酒宴の場所を求めて「天の河」に至り、親王が「交野を狩りて、天の河のほとりにいたるを題にて、歌よみて杯はさせ」と命じたところ、在原業平は冒頭の歌を歌い、次の歌を紀有常きのありつねが詠みました。

一年にひとたび来ます君まてば宿かす人もあらじとぞ思ふ（紀有常 伊勢物語・古今和歌集）

『伊勢物語』によって「天の川」は、平安・鎌倉貴族にとってあこがれの歌枕うたまくらとなりました。天の川や七夕を題材にした歌が、本歌取も合わせ無数に詠まれることとなります。

あくがれし天の河原と聞くからに昔の波の袖にかかれる（西行 山家集）

あふことは今日も交野の天の川此のわたりこそうきせなりけれ（読人知らず 続拾遺和歌集）

七夕も雨にやはあむ天の川あはれ交野の蓑をかさばや（宗祇 犬筑波集）

また、藤原道長ふじわらのみちながの栄華を伝える歴史物語『栄花物語』卷三十一「上東門院、住吉・石清水御幸」<長元4年(1031)10月2日>の段に、以下の記事があります。

二日、天の河といふところにとどませ給いて、遊女ども召してもものども賜わす。人々皆着物ぬぎなどす。日うち暮るゝ程に哥よませ給。

「天の河」が河内国交野郡の天の川（現在の天野川）であることは間違いなく、淀川との合流部の川津で船をつないで宿泊したことを記しています。天の川は現在のような天井川ではなく、淀川を航行してきた船が天の川に入り、係留することができたのでした。天の河原に着船して詠まれた歌があります。

七月七日、住吉より都のかたへまかり侍りけるに、あまのかわといふ所にて日くれにしかば、舟をとどめて河原におりみ侍りて

七夕はおもひしらぬ天の河いそぐ渡に船をかしつる（津守国基 新後拾遺和歌集）

この地域は、数々の名歌を生み出した天の川に因んで、七夕伝説と結び付けられるようになります。

(2) 天野川

<概要>

天野川は、大阪府四條畷市と奈良県生駒市の境界付近を水源とし、磐船峡谷を経て交野台地を開析し、淀川に注ぐ一級河川です。古く『伊勢物語』や『古今和歌集』に登場しますが、その名の由来は明らかではありません。しかし、江戸時代の学者、貝原益軒は河内・大和・紀伊・和泉を巡った旅行記『南遊紀行』に、天野川のことを次のように記しています。「その川、東南に直（まっすぐ）に流れ、砂川にて水少なく、その河原白く広く長くして、あたかも天上の銀河の形のごとし。[中略]天の川と名付けしこと、むべなり（もつともだ）。」

枚方宿の天野川南岸に宿をとった益軒は、業平の歌に思いを馳せています。

<現状>

川の現況は天井川となり護岸工事が施され、いにしへの面影はありません。しかし、冬になって渡ってくるカモやユリカモメなどの野鳥の群れは盛観です。また、市民団体が中心となって市の木「桜」の植樹を行い、地域住民が大阪府のアドプトリバー制度によって環境整備を行っています。また、大阪府が堤防内に遊歩道や広場を整備し、憩いの空間を創造しています。天野川の堤防は、右岸・左岸とも一部は車道、一部は歩道として利用されています。

(3) 史跡禁野車塚古墳

<概要>

禁野車塚古墳は、全長120mを測る大型前方後円墳で、北河内では屈指の規模を誇ります。淀川左岸の古墳時代を知る上で欠くことのできない遺跡として、国の史跡に指定されています。築造時期については、残存する埴輪や埴形等から4世紀前半まで遡るものと推定されていましたが、平成20年(2008)の墳丘測量調査で、卑弥呼の墓との説もある奈良県桜井市の箸墓古墳ほしはかと相似形であることが明らかになりました。

<現状>

天野川と京阪交野線に挟まれており、南側住宅地への通路として後円部東南側にいわゆる勝手道が形成され、墳丘毀損の恐れがありました。隣接地の開発計画に伴う埋蔵文化財確認調査を実施したところ、新たに後円部の墳端ラインを検出しました。そこで、隣接地を公有化するとともに、未指定であった公園地を含め国史跡に追加指定した上で、史跡禁野車塚古墳として一体的に整備しました。平成20年度の整備工事によって、墳丘毀損の恐れがあった勝手道が解消され、墳丘の保存を図ることができました。また、古墳の概要を記した説明文とともに、墳丘測量図と復原イメージ写真を配置した説明板を設置しました。古墳を築きあげた古代人の活力を感じ、われわれ現代人が憩えるスペースとなっています。

(4) 中山観音寺跡

<概要>

中山観音寺跡は、枚方市の南部に位置する香里団地の南側の小高い丘の上にあります。現在、観音山公園となっています。公園南側隣接地の発掘調査では基壇や塔心礎などを検出し、須恵器や土師器はじきなどの土器類、軒瓦しびや鴟尾などの瓦類、観音像を打ち出した青銅製の懸仏かけぼとけなどが出土し

ました。また、付近には三法院、奥の坊、阿闍梨坊などの地名が残っています。同寺は平安時代に最盛期を迎え、室町時代頃まで存続していたと考えられています。

<現 状>

観音山公園東隅に長さ2m・高さ1m程の自然石が残されています。この巨石は、ちょうど天野川を隔てて交野市の機物神社の織姫と向かい合うような位置にあるため、七夕の日に織姫と天野川を渡って逢うという七夕伝説に因んで牽牛に見立て、牛石と呼ばれるようになりました。平成19年、市民団体が山上憶良の「牽牛の妻迎へ船こぎ出らし天の河原に霧の立てるは」という歌碑と牽牛像を観音山公園に建立しました。

なお、中山観音寺と機物神社の関係を示す史料はありません。

(5) 東高野街道と本尊掛松

<概 要>

洞ヶ峠を越えて本市域に入った東高野街道は、郡津付近で一旦交野市へ入りますが、天野川を越えて再び本市域に入ったのち、交野市との市境上を通ります。

元亨元年(1321)摂津深江の法明上人が、石清水八幡宮に納められた融通念仏宗の霊宝を受け継いで法燈を継ぐという夢のお告げを得て東高野街道を石清水に向かう途中、同じ夢告により霊宝を奉じて深江に向かう石清水の社人と出会いました。法明上人は歓喜し、石清水の社人から受け取った本尊「十一尊天得如来」絵像を路傍の松に掛けて念仏を唱え踊りだしたといいます。この松は本尊掛松と呼ばれています。

<現 状>

茄子作の東高野街道沿いの本尊掛松遺跡には何代目かの松の木が植わっており、融通念仏宗の史跡として地蔵菩薩が玉垣の中に立っています。

市境となっている東高野街道を本尊掛松から南へ進むと山根街道との分岐点があり、その交野市側には道標が残っています。

(6) 以楽公園

<概 要>

香里団地の開発に際して、当時の日本住宅公団が香里ヶ丘6丁目に計画、昭和36年(1961)4月に完成しました。団地の中にある庭園として、「みんなが一緒に十分楽しむ庭園」という願いを込めて「以楽苑」と命名されました。有名な作庭家である重森三玲による池泉回遊式の日本庭園で、中央に自然の湧水による苑池を囲み、曲水、滝石組の築山、四方に春夏秋冬を表現した平安式の庭を配置しています。

<現 状>

普段は公園の一部しか入れませんが、花見の季節や紅葉の季節などに開放されます。重森三玲作庭としてPRしていく必要があります。

第4章 歴史文化遺産の保存と活用に向けて

1 歴史文化遺産を巡る歴史回廊

本市は、第4次枚方市総合計画第2期基本計画で、「第5章 ふれあい、学びあい、感動できるまち」のひとつとして、「歴史文化遺産を保存し、活用する」を掲げ、「ふるさとの意識の醸成や魅力あるまちづくりを進めるため、本市の有形・無形の歴史文化遺産を保存・活用し、後世に伝えることが求められている」としています。そのため、多くの歴史文化遺産を抱えるなか、有効な保存と活用を図るための計画的な方針が必要です。

本構想の第3章では、今後どのように保存と活用を進めていくかを策定するにあたって、市内にどのような歴史文化遺産があるのかを地域別にリストアップし、その特徴と今後の保存・活用の必要性をまとめました。そうした本市に数多く存在する歴史文化遺産のうち、地域性や時代等のまとまりを踏まえてネットワーク化して3つの圏域を「歴史回廊」として設定し、有効に保存・活用していきます。



[図4 歴史文化遺産を巡る歴史回廊]

[1] 京街道歴史回廊（近世）

（1）京街道の概要

京都と大坂の中間に位置した寺内町枚方は、水陸交通の要衝として賑い、江戸時代に宿場町として発展する基礎が形成されていました。文禄5年(1596)豊臣秀吉は毛利輝元、小早川隆景、吉川もうりてるもと こばやかわたかかげ きつかわひろいえひろいえに淀川の改修工事を命じ、堤の上は京都・大坂を結ぶ最短陸路として利用されました。

近代になって、北河内郡役所が枚方に設置され、明治43年(1910)に京阪電車が京街道沿いに敷設、枚方・枚方東口・牧野・樟葉の各駅が設置されました。

（2）京街道を核としたまちづくり

出口松ヶ鼻から楠葉金橋こがね（八幡市境）までの京街道は、枚方宿とともに枚方を広く発信していくのに欠かせない歴史文化遺産です。市域を通る京街道とその周辺には、南から出口（一里塚・光善寺）→枚方宿（鍵屋・意賀美神社）→天野川（銭取橋跡・一里塚跡）→磯島・三栗→穂谷川（片埜神社）→上島→町楠葉・中之芝（楠葉台場跡・久修園院）といった多くの歴史文化遺産が存在するため、これらを「線」でつなぎ、さらに「面」として市民及び市外の人々に紹介できるよう、京街道のまちづくりを検討します。

（3）楠葉台場跡保存整備事業

楠葉地域は古代から交通の要衝であり、中世には石清水八幡宮の庇護のもとに都市的な発展を遂げました。江戸時代には、枚方宿と淀宿の中間にあたり、京街道沿いに家並が続く街村を形成し、また淀川の港が設けられるなど、交通の要衝としてあり続けました。幕末の楠葉台場は、そうした京に通じる京街道と淀川という地理的条件から構想され、設置された河川台場です。

楠葉台場跡は、設計図面と、堀や台場当時の土地区画などの遺構が残る重要な遺跡で、現在、楠葉台場跡を含む約9haの区域において実施されている土地区画整理事業の中で、暫定的に整備が行われていますが、将来的には、京街道を台場の中に引き込み関門の役割を担わせた南面大堀・台場虎口こぐち・一文字土塁・北面出口等の遺構を保存しつつ約3haを史跡公園として整備し、枚方市の歴史文化遺産として後世に残すとともに、市民の誇りの醸成や観光振興等に資するための活用を図っていきます。

（4）枚方宿と町家

宿の中心施設であった問屋場や本陣を初め船番所や高札場など、枚方宿を構成していた施設は残念ながら現存していませんが、それぞれが所在していた場所は明らかです。施設を復原することは困難ですが、枚方宿を歩いて巡る人たちに対する現地でのガイドランスとして、情報端末などを利用して映像や解説を入手できるような仕組みを検討します。

また、枚方宿においては、かつて、伝統的な外観を持つ町家が立ち並び、近世的な町並がよく残されていましたが、生活様式の変化などにより建替が進み、近年、歴史的な景観を構成する要素としての町家は減りつつあります。今後は、地域内にある空き家を活用するなどして、かつての活気と賑わいを取り戻し、建物を修景することで歴史的な町並の整備を進めていきます。

旧山口三治郎家住宅については、部材の老朽化が進行すれば復原が不可能となるおそれがあります。京街道沿いの適地に、保管している部材を最大限活用して復原する方策を検討していきます。

(5) 枚方宿鍵屋資料館

枚方宿の西の端、京街道の北側・堤町に、淀川三十石船唄に歌われた鍵屋がありました。鍵屋は、もともと「くらわんか舟」による煮売業を営んでいましたが、19世紀には船宿として知られるようになりました。裏手の浜は、三十石船の乗船・下船場になっており、鍵屋の入口に通じていました。江戸時代の船宿遺構として貴重な主屋は、平成9年(1997)に市の有形文化財に指定されました。その後解体・復原し、平成13年に枚方宿鍵屋資料館として生まれ変わりました。鍵屋資料館は、枚方宿の歴史と文化を伝える拠点として、調査研究とともに情報発信していきます。

(6) 淀川の活用

淀川は古くから重要な交通路で、特に近世は淀川舟運の最盛期にあたります。大小の船が京都・伏見と大坂間を行き交い、その中間に位置する枚方は中継港として賑わいました。

三十石船に漕ぎ寄せ、船客に酒やごんぼ汁を売った「くらわんか舟」は広く知られ、その賑やかなやりとりは、十返舎一九著『東海道中膝栗毛』などに描かれています。淀川を通行していたのは三十石船や茶舟だけでなく、貨物を積んで淀川を上下する過書船・淀船・伏見船のほか、淀川兩岸を行き来していた渡船などもあり、活発な水上交通が見られました。

現在、天満～枚方間を水上バスや屋形船で遊覧する淀川クルーズなど淀川舟運が復活し、また八軒家浜に「川の駅 はちけんや」が設置されるなど、淀川の水運が見直されています。淀川がオアシス空間として親しめるような水辺空間の活性化を図っていく必要があります。

淀川資料館は、昭和49年(1974)淀川改修工事着手百周年を記念して、近畿地方建設局淀川工事事務所の構内に設置され、淀川の治水に関する貴重な公文書、流域古図、写真などを収集、展示しています。枚方が水陸交通の要衝として賑っていたこと、明治18年(1885)の伊加賀切れの地であることなどから、淀川資料館との連携を進めていきます。

[2] 交野ヶ原歴史回廊(古代)

(1) 交野ヶ原の概要

交野ヶ原は、男山丘陵・枚方丘陵に挟まれた交野台地全体を指し、その中心は楠葉から禁野、中宮あたりだと考えられています。この地域では古墳時代に有力な豪族が前方後円墳を造営し、奈良時代から平安時代にかけては百済王の末裔が活躍し、その後は桜の名所として歌枕の一つに数えられ、貴族たちが多くの歌を詠みました。各時代でそれぞれ主役は異なりますが、交野ヶ原を舞台に様々なドラマが演じられました。

また、近代に入って陸軍の火薬庫が禁野に設置され、その禁野火薬庫では昭和14年、大爆発による大惨事が発生しました。被災した中宮などでは復興事業として土地区画整理が行われ、計画的なまちづくりが実施されました。

(2) 百済寺跡を核としたまちづくり

交野ヶ原には、古墳としては禁野車塚古墳・牧野車塚古墳、古代寺院跡としては百済寺跡と九頭神麿寺、『伊勢物語』の舞台となった天野川と渚院、産土神社として片埜神社・百済王神社・御殿山神社などがあります。これらを、百済寺跡を中心に、交野ヶ原歴史回廊として結びつけ、保存と活用を図っていきます。

(3) 特別史跡百済寺跡再整備事業

東大寺大仏建立に際し、天平21年(749)百済王敬福は陸奥国産出の金を献上した功により、翌年宮内卿に任ぜられ、のち河内守を加えられました。以後、百済王氏は中宮に住み、百済寺を建立したと考えられています。『続日本紀』^{しよくにほんぎ}の記述にあるように、官寺に準じた扱いを受けていました。

また、桓武天皇・嵯峨天皇が交野行幸のたびに、百済王氏は饗応し、昇進に与るとともに、外戚としての地位を固めました。ここ中宮には芸術と文化が花開き、国際交流の場になりました。

こうした枚方に大きな足跡を残した百済王氏の遺構である百済寺跡を、特別史跡にふさわしい保存と活用を図り、未来に残すため、平成17年度から百済寺跡再整備事業に取り組んでいます。

整備にあたっての基本的な考えは、次のとおりです。

i 歴史的に貴重な史跡の確実な保護・継承

百済寺跡の遺構を確実に保護するとともに、寺域全体の環境を保全する。

ii 古代寺院景観の体感

百済寺跡の双塔式伽藍と付属院地という特色ある伽藍配置を生かし、往時の寺院空間がイメージできるように整備する。

iii 古代日韓交流史のシンボル

古代の国際交流の歴史的事実を踏まえ、日韓交流のシンボリック的存在に相応しい場とする。

iv ゆとりと潤いのある近隣住環境の醸成と周辺歴史文化遺産との連携

緑あふれるオープンスペースとして近隣の住環境に潤いをもたらすとともに、周辺の歴史文化遺産とのネットワークを構築する。

基本的な考えを踏まえ、古代寺院の跡であることが理解しやすく、地域の人々にとって憩いの場となるよう、再整備事業を進めていきます。

(4) 輝きプラザの展示室の活用

現在、輝きプラザきらら展示ルームでは、市内の遺跡から出土した考古資料を展示しており、年2回の展示替えを行っています。今後も、展示ルームでの歴史文化遺産の紹介を継続、充実させ、交野ヶ原歴史回廊の一翼を担っていきます。

[3] 東高野街道歴史回廊(中世)

(1) 東高野街道の概要

東高野街道は京都と高野山を結ぶ道で、平安時代の終わり頃から高野聖の活躍により高野山参詣が盛んになり、多くの人が行き交う道となりました。淀川沿いに京街道が整備されるまで、山城と河内を結ぶ重要な陸路でした。

本市域では洞ヶ峠から出屋敷を経て茄子作の東を通ります。そこからは生駒西麓を南下、河内長野で大坂・堺から南下してきた西高野街道と合流し、紀見峠に至る河内国を縦断する道でした。

(2) 東高野街道を核としたまちづくり

東高野街道は古代からの幹線道路であり、沿道周辺の村落、楠葉・出屋敷・大峰・藤田などには、弘法大師にまつわる伝説や伝承地が残っています。

その道筋の大部分は現在の幹線道路と重なっているため、旧道の歴史的な佇まいを残すところは多くありませんが、本市域では出屋敷と茄子作の本尊掛松の付近に、その面影を窺うことができます。まずは、この2地区の街道部分を歴史の道として広く市民に周知していきます。

(3) 出屋敷

田口村の枝郷である出屋敷集落の成立時期は明らかではありません。出屋敷は本市域で東高野街道が集落内を通過する唯一の集落で、伝統的な外観を持つ民家が点在しており、集落の南端近くには明治33年(1900)に立てられた東高野街道の標柱があります。街道とともに歴史的な佇まいの保存・継承のために、地域との連携を進めます。

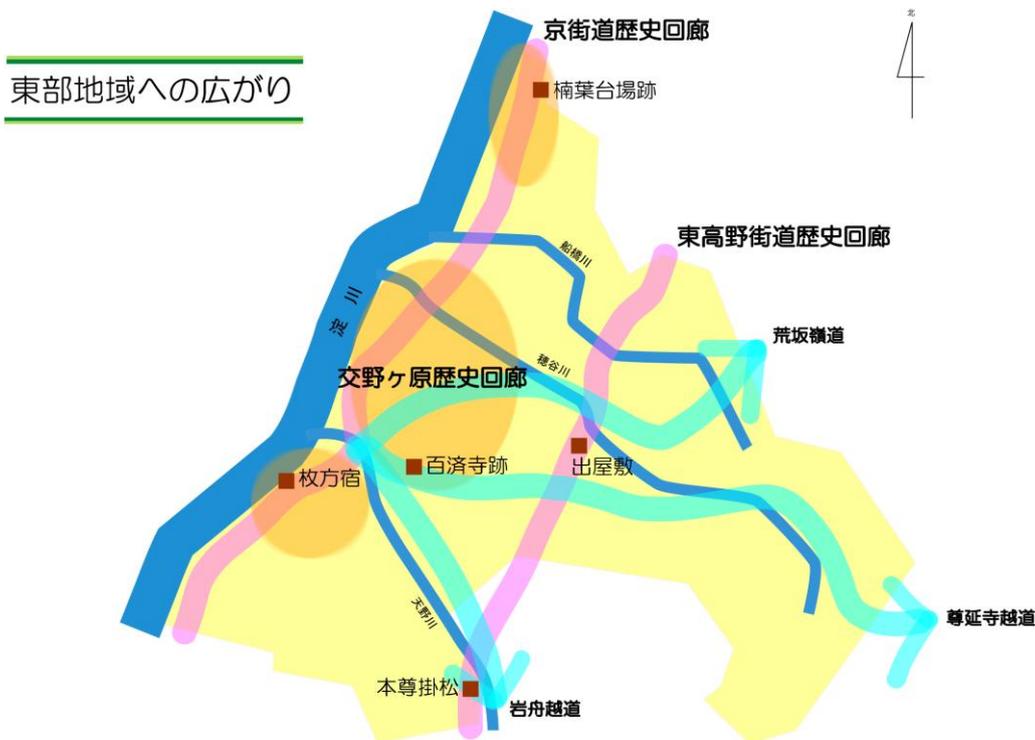
(4) 本尊掛松

元亨元年(1321)、融通念仏宗の中興の祖と呼ばれる法明上人が石清水八幡宮の社人と出会い、本尊「十一尊天得如来」絵像を授かった地とされています。当地の前を通る道は東高野街道であり、街道と一体的に周知していきます。

また、当地から東高野街道を50mほど南へ下った山根街道との分岐点には道標が残っていますが、交野市とまたがるため、保存・活用及び周知について交野市との連携を検討します。

(5) 東部地域への広がり

本市域の南北軸としては、西端を通る京街道に対し、東高野街道は中央部を縦貫しており、中部から東部に点在する歴史文化遺産をつなぐ起点とも位置付けられます。東部地域へは、大和へ向かう岩舟越道、山城へ通じる尊延寺越道、荒坂嶺道などの街道が延びており、将来的には、これらの東西軸で東部地域の歴史文化遺産を結ぶことにより、その保存と活用を市域全体に広げていこうとするものです。



[図5 東部地域への広がり]

※街道名は大阪府教育委員会『歴史の道調査報告書』による

2 歴史の薫りを豊かに伝えるまちをめざして

(1) 指定文化財・登録文化財制度のさらなる推進

本市には国・府・市指定文化財が50件、国・市登録文化財が4件あります。

市が行う文化財の保存及び活用の第一歩は、文化財を指定し、法的措置として保護していくことです。今後も市域に存在する文化財の調査を進め、重要なものについては指定を行い、保護を図ります。

また、指定には至らないものの、地域の歴史にとって欠くことのできない文化財も数多くあります。このような従来の指定制度では対応できない生活の記録ともいうべき歴史文化遺産について、市独自の登録文化財制度を活用することにより喪失を防ぎ、身近な文化財に対する理解や郷土への愛着の増進を図っていきます。

このように、指定文化財制度と登録文化財制度の両面から文化財を保護し、幅広い歴史文化遺産の保存と活用を図っていきます。

(2) 文化財の整理と保存・活用

① 歴史文化遺産としての記録資料の保存・利用

本市では、『枚方市史』を編纂したときに収集した古文書の原資料や写真資料だけでなく、古書店から購入した古文書のほか、市民から寄贈・寄託の申し出のあった古文書や郷土資料など、古代から現代に至る資料を継続的に収集・保存し、市民の閲覧や歴史研究などの利用に供しています。

平成21年(2009)7月1日、「公文書等の管理に関する法律」が公布されました。この法律により行政文書等の適正な管理、歴史的公文書等の適正な保存・利用と国民への説明責任が、初めて定められました。そして、最後の条で「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と地方公共団体の文書管理に関わる規定が設けられました。市においても、保存年限を満了した公文書のうち歴史的価値のある文書を選別して収集し、適切に保存・管理・公開するための仕組みづくりに向け、検討を進めています。

② 民俗文化財の整理と保存・活用

民俗文化財は人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で、人々の生活の推移を示すものです。本市でも高度経済成長期以降、急速な都市化の進展に伴い、生活様式が変化し、従来の生業や多くの風俗慣習が消滅しましたが、今なお残る伝統的な文化や生活様式については、早急に調査を行い、記録を保存し、次世代に伝えていきます。

また、生活用具や農具などの民具は、人々の暮らしの中で身近に使われてきた文化財です。単に収集保存するだけでなく、整理やデータベース化を進め、複数存在するものについては保存していくものと活用していくものに区別し、旧田中家鋳物民俗資料館や枚方宿鍵屋資料館において体験学習に活用していきます。小学校社会科の単元「昔の暮らし」で子どもたちが実際に民具に触れる機会を設けるなど、学校教育との連携も進めています。

③ 出土遺物の整理と保存・活用

埋蔵文化財の発掘調査は、現場の発掘作業だけでなく、整理作業と調査報告書の作成・公刊をもって完了します。調査に伴う出土遺物は、文献資料とは異なる側面から歴史や文化を研究、理解する上で欠くことのできない貴重な資料であり、報告書は現状保存できなかった埋蔵文化財に代わって後世に残す記録であるため、報告書の刊行及び出土遺物の集中管理を推進し、文化財の公開を機動的に行えるシステムの構築を行っていきます。

また、本市には旧石器時代から江戸時代以降に至るまで数多くの遺跡が分布しています。これらの貴重な歴史文化遺産を後世に伝えるとともに、調査成果を教育・学術および文化の発展に活用するため、本市の埋蔵文化財に関する調査研究の拠点として、出土遺物を中心に歴史系の常設展示・企画展示もできる埋蔵文化財センターの整備を検討していきます。

(3) 啓発普及と情報発信の充実

歴史文化遺産を後世に守り伝えていくためには、自分たちの文化財を大切にし、保護していこうという市民の意識が不可欠です。「百聞は一見に如かず」であり、「実物」を間近に見ることができる文化財展示、歴史文化遺産を実際に見てまわられる散策ルートや歴史マップの作成、文化財説明板・案内板の整備を進め、貴重な歴史文化遺産が身近にあることを知っていただき、市民のふるさと意識の醸成を図っていきます。

また、幅広い年齢層に歴史や文化財に興味を持っていただけるように、子ども向け講座の実施や体験学習など、講座やイベント内容を工夫していきます。

市内の歴史文化遺産については、データベース化し、平成17年度から市のホームページ上で公開していますが、今後、情報端末機器の多様化や性能向上に対応することはもちろん、単に情報を更新するだけでなく、視覚的にイメージがわかりやすい内容に充実させ、多くの市民に興味を持っていただけるよう工夫していきます。

(4) 歴史的・文化的景観の保全とまちづくり

本市では、平成6年に策定した枚方市都市景観基本計画を基に、平成10年に枚方市都市景観形成要綱を制定し、枚方宿の歴史的景観の保全・整備等に取り組んできました。その後、景観を国民共有の資産として整備・保全するという理念を掲げた景観法が平成16年に公布され、本市は平成26年4月の中核市移行に伴い景観行政団体となり、景観法に基づく市独自の枚方市景観計画を策定し、枚方市景観条例を施行しました。今後、枚方市景観条例と枚方市景観計画を基に、良好な景観形成を図るため、実効性のある取り組みを行い、新たな魅力づくりの実現をめざします。

また、地域の特性を活かせるように、沿道の道標や地藏堂などの歴史文化遺産を活用しながら、今ある伝統的な町並を大切にし、それらを育て、つなげていくような景観づくりの取り組みを図っていきます。

おわりに

点から線、面としての広がりへ

歴史文化遺産の保存と活用を進めるにあたり、「京街道歴史回廊」、「交野ヶ原歴史回廊」、「東高野街道歴史回廊」という3つの「歴史回廊」を設定しました。もちろん、すべての「歴史回廊」を一挙に整備するというものではありません。まずは、現在進行中のプロジェクトである特別史跡百済寺跡再整備事業と楠葉台場跡保存整備事業及び枚方宿関係での各種イベント事業を「点」として優先的に取り組んでいきます。

次のステップとして、枚方宿から楠葉台場跡を「線」で結び、近世の「京街道歴史回廊」を整備していきます。一方、もう一つの「点」である百済寺跡を中心に、周辺の禁野本町遺跡、渚院跡や九頭神麩寺などとともに、古代の「交野ヶ原歴史回廊」を整備します。

さらに、市域を南北に走る東高野街道を軸とし、そこから春日や津田、穂谷等の東部地域への広がりを持つ、中世の「東高野街道歴史回廊」を整備していきます。

これらの歴史回廊を整備し、活用していく上で、周辺の自治体との連携は欠かせません。京街道沿いには、京都市伏見区・八幡市・寝屋川市・守口市・大阪市旭区・都島区等があり、京街道及び淀川の情報について広く発信できるよう連携を検討します。また、淀川対岸とは渡し舟を介しての交流が古代から盛んであり、淀川右岸の資料館（高槻市立しろあと歴史館・今城塚古代歴史館、島本町立文化資料館、大山崎町歴史資料館）との連携も必要です。

交野ヶ原の名前は、河内国交野郡の「交野」に由来しますが、現市域の範囲では本市と交野市に及び、古代の交野郡の郡衙^{ぐんが}は交野市郡津に設けられたともいわれています。また、東高野街道は八幡市から本市を通り交野市へと繋がっており、本市の東部地域では古くから山城や大和との繋がりを示す歴史文化が窺えます。交野市を初めとする周辺地域との情報共有、連携が求められます。

多くの歴史文化遺産に恵まれた枚方市。この貴重な歴史文化遺産を後世へ伝えていくには、単に「遺す」だけでなく、「まちづくりに活かす」という視点が大切です。点から線へ、さらに面としての広がりへ、そして枚方市全域を歴史の薫りを豊かに伝えるまちとするように取り組んでいきます。

歴史文化遺産の保存と活用のための整備構想
～歴史の薫りを豊かに伝えるまちをめざして～

平成 27 年 3 月

発行 枚方市

編集 枚方市教育委員会 文化財課
